

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

—その理解の現状と今後の課題—

西村安博

目次

はじめに

一、「問状」および「召文」をめぐる問題関心

二、「問状」に関する基本的理解

三、「召文」に関する基本的理解

むすびにかえて

はじめに

鎌倉幕府の訴訟手続法に拠れば、訴人提出による訴状を裁判所が受理した際に、裁判所は訴人に対して当該訴状およ

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法学 六〇巻七号 九六五 (三九八三)

び「問状(=といじょう、あるいは、もんじょう)^①」(もしくは「召文(=めしぶみ)^②」)を下付することになっており、これら二通の文書を受け取った訴人は、それらを自らが論人の許に届けることになっていた。^③そこで、本稿においては、近時、岩元修一氏が公けにされた論文「召文・問状覚書」^④に触発されて、鎌倉幕府の訴訟手続法における「問状」および「召文」に関する理解の現状をあらためて確認するとともに、こんご究明していくべき課題の一端について明らかにすることにしたい。

具体的にいうならば、本稿では、「岩元論文」が明らかにした事実をあらためて確認する一方、同論文が結実するにいたる過程を捉えるためにも、同論文以前における学説史的状況をあわせて確認することに努めたい。そして、この作業を通じて、「問状」および「召文」に関する法制史的理解の可能性をこんご探っていくための、新たな手掛かりを得たいと考えている。

かような方法を採用する本稿はしたがって、筆者による新たな見解を提示しようと思図するものではない。本稿は文字通りの小論であり、「問状」・「召文」に関する理解の現状を確認し、筆者が今後取り組むべき課題を与えることを目的とするものに過ぎず、いわば準備ノートの域を出る性格のものではない、ということを予めお断り申し上げておかねばならない。

(1) 「問状」〔國史大辭典〕第十三巻、吉川弘文館、一九九二年、九〇二頁、植田信廣氏執筆)は、石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年、以下、石井『前掲書』と記す)等が示した理解に依拠している。なお、「陳状」〔國史大辭典〕第十一巻、一九九〇年、六八四頁、植田信廣氏執筆)では、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)等の理解に依拠し、「中世において訴訟手続が最も発達した鎌倉幕府の制度によれば、訴えが受理されると訴状が問状(答弁催促状)とともに論人に送達され、論人がこれに応訴するならば陳状が提出され書面審理が開始されることになっていた。」との理解が示されている。

(2) 「召文」(前註所引『國史大辭典』第十三卷、七六九頁、植田信廣氏執筆) についても、石井『前掲書』等に示された理解に依拠している。

(3) あらためて紹介するまでもないことだが、石井進「中世社会論」(『石井進著作集』第六卷・中世社会論の地平、岩波書店、二〇〇五年、五九〜六〇頁、一九七六年初出) では、「裁判における当事者主義」について論じられている。その中では、論人に対して「陳弁」を命令する「問状」を論人の許に届けるのは、まさに訴人の役割であったことが、鎌倉幕府訴訟制度における「当事者主義」の原則の一貫として論じられている。

(4) 岩元『初期室町幕府訴訟制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年、一五六頁以下、原論文の初出は二〇〇二年)。当該論文については、以下、「岩元論文」と記す。筆者は岩元『前掲書』を紹介する機会に恵まれたが、その内容は甚だ不十分なものに止まってしまった。『同書』の中でも筆者がとくに興味を覚えた当該論文については、あらためて紹介する機会を得たいと念じていたが、このたびかような小論を寄稿する機会を与えて頂いたことから、その反省も込めて執筆するにいたった次第である。筆者による紹介については、西村安博「書評 岩元修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』」(法制史学会編『法制史研究』第五八号、成文堂、二〇〇九年三月刊行予定)を参照されたい。なお、山田徹「新刊紹介」(日本史研究会編『日本史研究』第五五二号、二〇〇八年、八〇頁以下)、および田中大喜「書評」(歴史学研究会編『歴史学研究』第八四五号、四三頁以下)が公表されている。

一、「問状」および「召文」をめぐる問題関心

「問状」に関しては、『御成敗式目』五十一条の規定内容により、その存在を知ることが出来る。当該条文に拠れば、裁判所(関東・六波羅)から「問状」を受け取った訴人が、当該問状について恰も自らが勝訴した内容の記された判決文書であるかのように誤認し、相手方論人に対して権利実現のための執行と称して濫妨をはたらくことは罪科に当たると、したがって、このような「問状狼藉」¹⁾を禁止する一方、訴人によるかような非法を防ぐために、訴状の内容を吟味した上で不当な訴えであることが明らかな場合には「問状」を発給しないという。次の史料がそれである。

【史料Ⅰ-1】『御成敗式目』五十一条^②

一、帶問状御教書、致狼藉事、

右就訴状被下問状者定例也、而以問状致狼藉事、姦濫之企難遁罪科、所申爲顯然之僻事者、給問状事一切可被停止也、

他方、「召文」は「問状」におけるのと同様に、訴人から論人に対して訴状が送達される際に同時に渡された文書である。送達をうけた論人は、事実上その受け取りを拒否するか、あるいはかりに受け取ったとしても、直ちには裁判所に出頭しようとしないか、あるいは、出頭を拒否する、などの対応をとり得たのである。このような事態への対応策として、裁判所の対応方法を規定したものが「式目三十五条」であった。その前半に述べられる趣旨は、裁判所が一方当事者（論人）に出頭を命じた「召文」に対して、彼が拒否すること三度に及ぶも、なおも出頭しなかった場合には、訴人の主張が認められるならば直ちに訴人の勝訴とする一方、訴人に道理が認められないならば、「論所を論人から没収して訴人以外の第三者に給付する」というものである^③。次の史料がそれである。

【史料Ⅰ-2】『御成敗式目』三十五条（前掲『中世法制史料集』第一巻）

一、雖給度々召文不參上科事

右就訴状遣召文事及三箇度、猶不參決者、訴人有理者、直可被裁許、訴人無理者、又給他人也、但至所從牛馬并雜物等者、任員數被糺返、可被付寺社修理也

「問状」あるいは「召文」に関して、はやく、石井良助『前掲書』において詳しく論じられるとともに、佐藤進一『鎌

倉幕府訴訟制度の研究」(畝傍史学叢書、一九四三年、岩波書店により一九九三年再刊)の中でも言及されている。「問状」については後述することにして、いま、とくに「召文」に関する研究史をあらためてふり返ってみるならば、おおよそ次のようなことを確認することが出来る。それは、鎌倉幕府の裁判規範の重要な一つとして存在した「召文違背めしふみいはい(之咎のとが)」に関する実証的研究の先鞭を着けた石井博士による重厚な研究成果は、その後の法制史研究や中世史研究に大きな影響を与え続けることになっており、幕府裁判の鍵を握る「召文違背(之咎)」に関心を寄せて来た研究者は必ずしも少なくない、ということである。そこで本稿ではまず、「召文違背(之咎)」に関する近時の理解を確認するために、これに關して有力な議論を提供された植田信廣氏および古澤直人氏の見解の一部をあらためて紹介することにした。

かつて植田信廣氏は論文「鎌倉幕府の裁判における「不無理非」の論理をめぐる」⁴の中で、裁判規範の一つとして「召文違背之咎」を採り上げた際に、次のように述べておられる。すなわち、

鎌倉幕府の裁許状には訴訟当事者の一方が幕府の出頭命令に背いて法廷に出頭しないことを理由に、その者の敗訴とし、他方当事者の勝訴を判決している事例が多い。本稿ではこうした事例を「一方当事者が不出頭の場合は特別の事情がない限り、理非を論ぜず他方当事者の勝訴とする。」という規範に基づく判決類型として本節でとりあげることにする。(植田論文「一三四頁」)

植田氏はこの上で、石井博士によってなされた「式目三十五条」および「鎌倉幕府追加法二六〇条」に関する評価を次のようにまとめておられる。植田氏の所論を引用する前に、「追加法二六〇条」を次に掲げておくことにしよう。なお、石井博士の理解が公けにされた時点では、同法は宝治元年(一二四七)十二月十二日附のものとしてされていたが、現在はこれに関する修訂的理解が示されていることを付言しておきたい。

【史料I-3】「鎌倉幕府追加法」二六〇条(前掲『中世法制史料集』第一卷、四七二頁訂正参照)

一、訴訟人座籍事（中略）

右、差定奉行入、召問両方之後、一方致難送日数、自対決之日過廿箇日者、不顧理非、任訴人申状、可有御成敗者、

そこで、植田氏に拠れば、

（石井博士は追加法二六〇条にいう次の表現、筆者註）「不顧理非、任訴人申状、可有御成敗者」と式目三十五条にいう「訴人有理者」なる表現の差異に着目され、式目三十五条が「訴人に理ありや否やによってその効果に差別を設けたに反し、宝治元年に至って初めて召文違背の効果として、訴人の理非に関係なく、常に訴人の申状に任せて成敗あるべき旨を定め、「爾後の召文違背に関する法令及び慣習法は総てこの原則の上に成立した」、その意味で追加法二六〇条は召文法史上画期的なものであったというのがそれである。

〔植田論文〕一三五―一三六頁

という。

そして、植田氏の関心は「このような召文違背に関する制定法は実際の裁判の場において如何なる形で、如何なる程度に、その裁判規範としての機能を果たしていたのであろうか」という点に関心を向けておられる。すなわち、氏は「法令上の変化と実際の裁判との関連如何という問題も重要な検討課題の一つとされるべきである」としながらも、「式目制定後、追加法二六〇条制定までの間に下された裁許状の中に召文違背に関する事例を見出すことができない」（「植田論文」一三六頁）とし、「追加法二六〇条」制定後の判例に関して検討を行っておられる。

植田氏は具体的な検討素材として、「飯野文書」正応三年（一二九〇）九月十二日附関東裁許状（「関裁」一八二）、「諏訪大社下社文書」元亨三年（一二三三）七月廿七日附関東裁許状案（「関裁」二九五）、および「武澤文書」元応元年（一

三一九) 五月廿三日附問注所裁許状(「閏裁」二七八)を採り上げておられる。そして、これらの検討を行った氏は、「幕府は追加法二六〇条の全面的適用(「召文違背の咎により違背者は敗訴し、相手方の申請どおり判決する」と部分的適用(「召文違背の咎により違背者は敗訴するが、相手方の理非を論ずる」を必要に応じて使い分けること)によって、一方で召文違背の咎を強行しつつ他方で御家人所領の維持をはかっていたわけである」と結論しておられる(「植田論文」一三九頁)。

他方で、時期的にいうならば「植田論文」が公表された後のことになるが、古澤直人氏は、論文「鎌倉幕府法の展開——訴訟制度における「理非裁断の成立・展開とその変質——」を公けにされた。この論文において古澤氏が設定された課題は、鎌倉幕府の「理非裁断の変質」を明らかにすることにあった。具体的にいえば、石井良助『前掲書』が明らかにした「召文違背」について、あるいは佐藤進一『前掲書』が訴訟制度に関する緻密な実証的検討を通じて導き出した幕府の政治的理解について、古澤氏独自の視点から再検討を試みるというものである。その際に氏の抱かれた関心の一つとは次のようなものであった。やや長文にわたるが引用することにしよう。

「実質的な制度と手続に裏づけられた完成期鎌倉幕府の裁判」が変質した、末期における幕府裁判の実態究明であろう。とくに幕府訴訟制度の変質と幕府滅亡との関係如何の考察は、鎌倉時代末期の政治史研究の遅れが指摘されるなかで、重要な課題といわなければならないまい。鎌倉幕府の劇的な崩壊は、中世の政治史全体を通過しても、もっとも興味深い問題の一つであるが、幕府の訴訟制度の分化という視点から古くこの問題を検討した佐藤進一氏は、従来の権利保護のための慎重審理が弘安頃を頂点にして転回し、永仁以降のいわゆる鎌倉末期には、妥協による即決主義、あるいは職権主義・鎮庄主義が台頭すること、さらに、かかる裁判理念の変化が、訴訟機関諸種職員の地位の資格化・形骸化という問題とあいまって、「訴訟制度のもつ実質的意義は喪失し、御家人を幕府に結び付ける有力な紐帯の一つであった訴訟制度に対する信頼は急速に失はれて行く。これが鎌倉幕府訴訟制度末期の状態であった」と結論的に指摘した。つまり、『幕府訴訟制度の形骸化にともなう信頼の喪失』御家人の幕府離反』という筋道で幕府滅亡を展開したのである。

しかし、かかる理解に対しては、なお異論の入る余地がある。というのは、《幕府裁判に対する信頼の喪失》という問題にもかかわらず、後述のように、末期において、幕府への訴訟件数がそれまでに比べて飛躍的に増大するという現象が認められるからである。《形骸化》した幕府裁判にいったいなにゆえに訴訟が集中するのかという疑問が提起されるのであって、この一見相反する二つの事実に対する整合的な説明が必要であろう。

もっとも佐藤氏は、主題の関係からか、かかる末期の幕府裁判の実態について必ずしも詳細な検討をしているわけではない。佐藤氏は「後期幕府の判決態度に見られる著しい傾向」として、第一に和与の奨励、第二に和与不成立時の訴訟処理の発達、とくに領家側の一方的申請にもとづく強制的な地下中分の判決など、理非を差し置いた即決的・妥協的な裁判の盛行を示唆しているが、前述の幕府への訴訟提起の増大という問題との関係を含めて、末期における幕府裁判の実態究明は、なおわれわれに与えられた課題といわなければならない。(「古澤論文」九〇～九一頁)

古澤氏はこのように、「式目三十五条」が幕府裁判における「対決手続」を規定するものであり、これが「式目成立の根本理念にかかわる法」そのものであるとの理解のもとで、鎌倉幕府の「理非裁断の歴史」を検討すること、そしてまた、「式目三十五条」が現実に適用された事例を網羅的に蒐集・整理し、これを仔細に検討することを通じて、末期幕府裁判の実態を究明するとともに、幕府滅亡にいたる政治史の実相を明らかにするという課題を提示しておられるのである。(「古澤論文」九一～九二頁参照)。

古澤氏はこれに加えて、鎌倉後期における訴訟件数自体の急激な増加、あるいは「和与」を認可する裁許件数の増加、さらには、「召文違背之咎」を適用した裁許件数の急増という現象を総合的に捉えておられる。氏に拠れば、

(鎌倉、筆者註) 末期における訴訟件数の飛躍的な増大は、従来、幕府の交渉下になかった本所一円地住人らの非御家人、甲乙人など広範な社会層が幕府権力と繫属し、同時に従来、幕府の法・裁判制度の対象とならなかった諸問題まで幕府に提起され幕府の保障が

求められるにいたった結果であると解釈することができよう。(「古澤論文」一六六頁)
という。その上で、

末期の幕府権力は、強権の行使によつてますます多くの階層を自らの影響下に吸収し、統一権力としての性格を強化しながら(Ⅱ在地社会への介入、筆者註)、同時にそのことによつて自らの反対勢力をますます生産するという二重の性格を有し、そうした矛盾を含んだ統一として存在していたのである。このような矛盾の統一という認識を前提にはじめて、「末期訴訟制度に対する信頼の喪失」(Ⅱ「召文違背之咎」適用件数の急増という状況、筆者註)も、「幕府への訴訟件数の増大」も一つの別表現に過ぎないことが理解できるのである。そして、本節で検討してきた、『爆発的な訴訟提起の欠席裁判強行による処理』という問題は、間違いなくかかる矛盾の結節点に位置した問題であった。(「古澤論文」一六七頁)
との結論を述べておられる。⁽⁶⁾

以上にみられる古澤氏の理解は、「召文違背之咎」について検討を行う中で避けて通ることの出来ない重要な問題を指摘したものと見て注目されるべきものである。しかしながら、このような理解にのみ注目することはかえつて、「召文」に関する実証研究はもっぱら「召文違背(之咎)」に関する研究に終始して来たのだという印象を、あるいは与えてしまふことにもなりかねない。しかしながら、事実はそうではないのである。古文書学研究の領域においては、「召文」に関して緻密な実証研究が確実に蓄積されてきているということは明らかである。例えば、伊地知鐵男編『日本古文書学提要』上巻(新生社、一九六六年、四六九〜七〇頁)、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年、一五九頁)、日本歴史学会編『概説 古文書学』古代・中世編(吉川弘文館、一九八三年)⁽⁷⁾等においては、「召文」は訴訟当事者を裁判所に「召喚」することを目的として裁判所が発給する文書であるという理解が示されている。

あるいは、これらの理解とほぼ同様に、「召文」を「召喚状」として捉えた上で、「問状」と「召文」との間に存在す

る目的や機能の相違について、とくに意識した上で、それぞれに関する理解を詳述しているものも見出される。例えば、相田二郎『日本の古文書』上(岩波書店、一九四九年、四七六頁)では、「問状御教書」に関して、「陳状とは……論人から辯疏するために出す文書のこと、かく陳状を促す為めとか、或は諸事に就いて問ひ尋ねる爲めに出す文書は、特に之を問状と云ふ」とする一方、「召文御教書」に関しては、「かく陳辯する者を出頭せしむるやう促したもので……陳辯する者を召喚する爲めに出す文書を特に召文若くは召符と云ふ」とする。伊木壽一『日本古文書学』第三版(雄山閣出版、一九八五年、三〇八―九頁)では、「問状」に関して、「幕府……から訴人(原告)の訴状について論人(被告)を訊問する文書である。……かならずしも参決を要しない。」とする一方、「召文」に関しては、「訴訟の場合には問状両度におよぶも論人が答弁しないときは召文を發するのである。そしてこれに違背すると罰せられることになる。」とする。

「問状」・「召文」に関してはこのように古文書学上の理解に拠れば、基本的に、「問状」は陳状の提出を命じる内容の文書であること、そして、「召文」は論人に対して裁判所への出頭を命じる内容の文書であること、おおよそこのような一定の理解が得られていることがわかるのである。かような理解の仕方はいうまでもなく、石井『前掲書』において示された理解をほぼそのままのかたちで踏襲するものであるといつて良いであろう。

歴史学界においてはかような理解の仕方では落ち着いていたが、近時、岩元修一氏は「前掲論文」を公けにされて、「問状」と「召文」に関する新たな考え方を提示されるにいたった。氏は、両文書に関してこれまでに得られている古文書学上の理解や訴訟手続上の特徴に関する理解についてあらためて仔細に整理・検討することを通じて、「両文書は鎌倉期〜南北朝期における訴訟手続の上でいかなる機能を果たしていたのかについて説明しよう」とされたのである。

岩元氏の抱かれた主な関心は次の文章の中に明瞭に示されている。

『沙汰未練書』を見ると、「三問状」などの表現は確認できても、訴訟のさいに論人側に弁申を求めるといふ通常理解されている「問

状」の記述は見えない。所務沙汰の説明でも、幕府が訴状を受理した後に「御教書ヲ也、以之為訴訟之初」とは記しても、その「御教書」を「問状」とか問状御教書とは明記していない。とすると、『沙汰未練書』を見る限り、論人側に弁申を求めるといふ通常理解されているような意味での問状の説明は確認できないことになるのではなからうか。(岩元論文一五六一一五七頁)

岩元氏はこのように、鎌倉幕府の訴訟制度がほぼ完成期を迎えた後期において作成されたことが推測される『沙汰未練書』の中に、通常の訴訟手続の上では陳状の提出を命じる際に発給されていた「問状」に関する説明が記載されていないという事実注目されて、この理由はどこにあるのかを問うておられるのである。そして、学説史上、「問状」や「召文」に関する基本的理解を与えることになった中田薫博士の理解を論文「鎌倉室町兩幕府の官制に就て」(同『法制史論集』第三巻上、岩波書店、一九七一年、六二七頁以下、とくに六三二頁参照、一九四三年初版)の中に確認するとともに、これに加えて、石井博士(同『前掲書』一四四頁註(二三八)、とくに一四七―八頁参照)の理解をあらためて確認しておられる。すなわち、中田博士に拠れば、

(前略) 第二に引付は一の合議体なることは、その議事手続を研究することに依て明らかなり。沙汰未練抄に依れば所務沙汰と総称する訴訟は引付の管轄に属し、これに関する訴を提起せんとする訴人は、訴状と具書(証拠書類)とを調べて問注所の職員たる所務、賦に提出す。賦奉行は賦及紙に訴訟の種別を記し訴状に加銘し、各引付の順番に従てこれを一方引付に配賦す。然るときは当該引付の關、これを請取る。その後引付会の期日に至て抽籤を以て主任奉行を撰定し、論人(相手方被告)に対して問状或は召符等の御教書を発するの後、訴論人の間に三問三答と称する訴陳状の交換を始め、諸種の準備行為あり。(後略)

という。また、石井博士に拠れば、

(前略) 鎌倉時代中期以後に於ては裁判所が召文を発する場合として、本文に掲げた三箇の外に、訴人の申状に就き、問状に及ばず、直に召文を発する第四の場合を挙げなくてはならない。(後略)

という。

岩元氏は両博士によって示された理解の内容についてこのように確認された上で、

中田氏は、幕府が訴状受理後に論人充に発給する文書を「問状或は召符等の御教書」と説明しており、「問状」のみと固定的に考えていたわけではなかったのである。実は石井良助氏も、鎌倉時代中期以後、幕府が訴状受理後に問状に及ばず訴状につき召文を下す場合があることを指摘していた。(「岩元論文」一五七頁)

と述べておられる。つまり、両博士は、裁判所が訴状受理後に論人宛に発給する文書を「問状」として必ずしも固定的に捉えるのではなくて、それが「召文」の場合もあり得たことを想定しておられたという点について、岩元氏は慎重な姿勢で確認されるにいたったのである。

このことを踏まえて岩元氏は、両博士が必ずしも疑問にされることのなかった点、すなわち『沙汰未練書』の中に「答弁を求める問状の説明が明記されていないのはどのような理由によるのか」を説明すべき課題として設定された(「課題Ⅰ」。そこで氏は、研究史上初めての試みとして理解されることになる、「問状」に関する分類を試みられたのである。すなわち、A型とF型という六つの類型に分け、これに基づいて該当史料に関する検討を行われたのである。岩元氏がこのような「分類」を試みられたのは、かつて山本幸司氏によってなされた次のような指摘に込める目的があったことが推測される。山本氏に拠れば、

鎌倉期にあつて問状が、どのような文書と考えられていたかは、実例を通じて知るほかなく、式目の注釈書類もあまり参考にならない。ただ「清原宣賢式目抄」に「惣ノハ召文を問状ト云テモ害ナシ、サレトモ聊差別アリ、召文ハ其事実ヲ明メ申セトハカリカク、問状ハ子細ヲクワシクカキタテ、但子細アラハ明メ申セトカク也」(『中世法制史料集』別巻、五五八頁)とあって、この説にしたがうなら、十三世紀後半に多い問状は召文で、前半のものが本来の問状だということになる。にわかには従い難いが、改めて検討する必

要のある説ではなからうか。〔山本論文〕二二頁、註(28)

という。

そこで、岩元氏は「問状」に関して具体的にはどのような分類を行われたのかについて、次にみておくことにしよう。

A型 鎌倉期『沙汰未練書』にいう「問状ノ奉書」 〓 「安堵の手続」において使用される文書

B型 鎌倉期『沙汰未練書』にいう「問状」(〓 二問状、三問状等) 〓 「訴状」

C型 室町期『武政軌範』にいう「問状奉書」 〓 守護宛の沙汰付命令(若又有子細者、無偏頗可被注申) なる文言の記載有り、〔岩元論文〕〔史料一〕、「召文」 〓 「可被参決」の文言を有する文書(『沙汰未練書』にいう「催促状」〔召文〕を指す場合有り)

参照)

D型 室町期『清原宣賢式目抄』にいう「問状」 〓 押妨停止の命令(有子細者、可被明申) 等の文言を有する文書、〔召文〕 〓 明申、

弁申を求めた簡易な文言を有する文書(以上の区別は、室町期の「御評定始條目」 〓 「岩元論文」〔史料二〕、「室町家御内書案」において同様)

↓ C型の「問状奉書」に類似

E型 江戸期『武家名目抄』にいう「問状」 〓 明申、弁申の文言を有する文書(『岩元論文』〔史料三〕参照)

↓ D型の「召文」の理解と対立

F型 鎌倉期の「問状」御教書 〓 「事実者」、「猶殊有子細者、可注申」などの文言を有する文書

このように分類・整理された岩元氏は、E型(明申) 〓 「問状」とみる『武家名目抄』および現在の通説的理解と、「召文」とみる『清原宣賢式目抄』が対立しているという状況がある) に関して仔細に検討を行っておられる(課題Ⅱ)。このとき氏は、「同時代人の認識を重視して」〔召文〕「問状」が人々によってどのように認識されていたのかという点に注目し

ておられるのである。

さて、本稿では右に述べた理解を前提にして、引き続き「岩元論文」に導かれながら、主に「問状」および「召文」に関する近時の理解の現状について、ささやかな検討を試みることにしたい。そして、その際には、訴訟当事者が「召文」に違背した際に裁判所が決定的な判決理由として採用することの多かつた「召文違背之咎」⁽⁸⁾に関する検討作業とは一旦切り離して考えていくことにする。

- (1) 山本幸司「裁許状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」(史學會編『史學雜誌』第九四編第四号、一九八五年、一頁以下)を参照。以下、「山本論文」と記す。当該論文に先立ち、鎌倉幕府の初期における訴訟制度を論じた主な業績としては、裁許状に記される「事若實者」なる文言に逸早く注目した坂本賞三「司法制度から見た鎌倉幕府確立の過程」(廣島史學研究會編『史學研究』第五九号、一九五五年、六五頁以下)をはじめ、工藤勝彦「鎌倉幕府初期の訴訟制度に関する一考察——訴訟機関を中心として——」(日本大学史学会編『史叢』第三五号、一九八五年、二〇頁以下)あるいは同「鎌倉幕府初期の訴訟制度に関する考察(Ⅱ)——鎮西における幕府裁判権——」(史叢)第三八号、一九八七年、四二頁以下)などがある。なお、以下、該当論文を引用する際には、文中に記載されている註番号を省略することにする。
- (2) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻・鎌倉幕府法(岩波書店、二〇〇二年、第十六刷、一九五五年第一刷)。
- (3) 石井進一・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想』上(日本思想大系新装版、岩波書店、一九九四年、一九七二年初刊)二七頁頭注。
- (4) 日本古文书学会編『日本古文书学論集』6・中世Ⅱ(吉川弘文館、一九八六年、二二〇頁以下、初出は一九七八年)。以下、「植田論文」と記す。
- (5) 古澤「鎌倉幕府と中世国家」(校倉書房、一九九一年、九〇〜九一頁、初出は一九八八〜一九九〇年)。以下、「古澤論文」と記す。
- (6) かような古澤氏の理解に対する批判的見解は既に提出されている。例えば、新田一郎氏に拠れば、十三世紀末頃には「幕府の法なり」[下知]なりに対する人々一般の規範意識がこの時期に変容を遂げていたとするならば、そのことは、幕府の法なり「下知」なりが、客観的に参照可能な「規範」を示すものとして、従って幕府「裁判」において利用可能な「切り札」として成立したことを意味する」という(新田「日本中世の社会と法——国制史の変容——」東京大学出版会、一九九五年、六〇頁)。その上で氏は、「鎌倉幕府が「召文違背之咎」制を実際に

運用しはじめるのは、現存する裁許状に見る限りでは正応年間以降のことであるらしい。微視的な画期は見定めがたいが、ここに、およそ二三世紀末頃に「手続規則違反を理由とした判決」の類型が現実的な機能を持ちはじめたの例を見ることが出来る。「手続規則に違反したから」という「判決」の理由づけが実際の機能を持ちはじめた意味は頗る大きい。まして「召文違背之咎」の場合、沙汰の場に現れない当事者に対してそのことを理由に敗訴を宣告するわけであるから、当事者の具体的な「承伏」を得ることなしに行われることは勿論であり、従来そうした規定が存しながらも運用されてこなかったものが、ここで少なくとも或る程度の有効性を期待されるようになった、と理解するならば、そこには紛争処理の手段として幕府による「裁判」が当然に選択されるべきだとする意識、そして「一般的に遵守されるべく、違反に対しては相応の制裁が課されるべき手続規則」という規範の在り方に対する認識の形成を見ることが出来る。個別具体的な「承伏」の存否に拘らず当然に遵守されるべき「手続規則」、それへの違反が沙汰の帰趨を決する「切り札」となりうるという、「入門」(＝いりかど、筆者註) 手続の前提をなす認識の形成を、ここに見出すことができるのである。そして、こうした形をとる沙汰の登場をめぐる議論、そうした沙汰を経て下された「判決」の現実的な有効性をめぐる議論においてこそ、「判決」の執行力の問題に着目して「下知違背之咎」の成立過程を論じた古澤氏の論考が重要な意味を持つことになるのである。(新田「前掲書」五五頁) という。新田氏はこのような意味で古澤氏が提示された議論の重要性を承認するが、古澤氏の理解においては、「鎌倉初期の「事実者」型の「裁許」と鎌倉末期の「不論理非」型の「裁許」との間には「重要な差異が存する」ことについて、十分な配慮がなされていないとして、古澤氏の理解を批判しておられる。すなわち十三世紀末には「入門」手続に代表される「肝要」の沙汰が成立することを強調する新田氏は、古澤氏の理解においては、「事実者」型と「不論理非」型という異なる裁許形式が「一方的裁許」の範疇に括られている」と評した上で、「中世の裁判の機能を論ずる上で、「一方的裁許」か否か、ではなく、一般性をもった正当化の「切り札」を有するか否か、のほうが有効な対比軸である(以上は、新田「前掲書」六一頁参照) という批判的見解を明らかにしている。新田氏によって示されたかような着想自体にはなるほど興味深いものがある。しかしながら、「切り札」の実体はいかなる方法によって見出すことが出来るのか、あるいは、「切り札」はいかなるものとして見出すことが出来るのか、などの点は、解明することが決して容易ではなく、残された大きな課題であるといえるであろう。

(7) 「召文」については七四頁および一〇七〜八頁(上島有博士執筆)、あるいは「問状」についてはとくに七八〜七九頁(田中稔氏執筆)を参照。

(8) 「召文違背之咎」については、前掲『國史大辭典』第十三卷(七六九頁、古澤直人氏執筆)に解説があることを附記しておく。

二、「問状」に関する基本的理解

(一) 石井良助博士による理解

「問状」については、次に掲げる石井博士によって示された理解がそれ以後の訴訟制度史研究に対して大きな影響を与えていることになったことは、あらためていうまでもない。石井『前掲書』の「第一篇 鎌倉幕府不動産訴訟法」において、「第二章 訴訟手続」に収まる「第三節 訴の審理」の中で「第二款 書面審理」に拠れば、

こ、に書面審理手続とは訴訟当事者をして訴陳状を交換せしめる事によつて、裁判所が当該訴訟に関する事実上及び法律上の判断を得る手続を云ふのである。三問三答にして理非既に顯然たる為、対決に及ばずして、直に判決する場合に、三問三答の訴陳状の交換が書面審理たる性質を有する事は云ふ迄もないが、然らざる場合、即ち対決のある場合と雖も、訴陳状を以て単なる準備書面とのみ見る事を得ないのである。蓋し、先に記述した如く、訴の客観的範囲は本訴状以後之を拡張する事を得ず、新しき証拠方法は二問状迄に之を提出する事を要し、而して、対決の時には、先に交換せる訴陳状を讀合したのであつて、訴の内容は訴陳状によつて確定されたものだからである。

前述の手続に違ひ、訴状が賦奉行より一方引付に賦られて、該引付に於て当該訴訟担当の奉行即ち本奉行が治定すると、こ、に問状が発せられる。↓(i)

問状の様式は探題消息、御教書、奉書或は書下である。問状の内容は某が何々の事を訴出たので、その訴状具書を送るから、（その事に就き）明め申せ、弁じ申せ、注し申せ、或は陳状（若くは請文）を進めよと云ふのであつて、この「明申」、「弁申」、「注申」、「進陳状（請文）」、と云ふ文句が問状の必要にして且つ十分な（実質的）要素であつたのである。↓(ii) 時としては問状に明め申すべき期限を附記する事があつた。日限の召文に対して、之を「日限問状」と称し得るであらう。↓(iii)（石井『前掲書』一一三―一一四頁、

(i) (ii) は筆者に拠る)

石井博士はこのように、(i) 担当奉行が決定した後、彼が「問状」を訴状とともに訴人に下付すること、そして、これによって訴訟手続が開始されたものと考えられること、(ii) 「問状」には「〜につき明らめ申せ」などの文言が記されること、(iii) 「問状」には論人が応答すべき期限の記される場合があったこと、などの点を指摘しておられる。とくに(iii)については、次の史料が参照された上で博士の見解が述べられている(石井『前掲書』一二二頁、註(二〇三))。

【史料Ⅱー1】『二階堂文書』鎮西御教書(鎌遣二十九―三三三三)⁽¹⁾

薩摩国阿多郡南方地頭鮫島太郎入道蓮覚申、令押領南方内田畠在家以下坪々由事、重訴状副具書如件、来月五日以前可被明申、令違期者、殊可有其沙汰也、仍執達如件、

嘉元三年九月十二日

(北條政顯
上総介(花押))

隠岐三郎右衛門入道殿跡

博士に拠れば、「本解状に副へて出す最初の問状にも日限を附し得たか否かは不明であるが、重訴状に副へる問状には之を附し得た」ことが当該史料からわかるのだという。この上で、「この文書に「令違期者、可有其沙汰」と云ふのは、訴人勝訴の判決を與へる意と解されぬ事もないが、又召喚の手続(殊に使節による)に及ぶべしとの意に取れぬ事もない。他に之を解決すべき史料が見當らないから、何れとも決し難い」と述べておられる。

そうすると、石井博士は当該史料に関して「問状」であるとの判断を示した上で、論人(隠岐三郎右衛門入道殿跡)が「問状」の指定した時期以前に応答しない場合には、引き続きいて、論人に対する「召喚」の手続が予定されていたと

いう理解をしておられたのではあるまいか。つまり、博士の考え方においては、「問状」↓「召文」という手続過程が想定されていたものと考えられるのである。

しかしながら、後述するところの岩元氏による新たな理解を踏まえるならば、正安二年(一三〇〇)には鎮西において、「問状」を止めて「召文」を運用することにあらためるという「追加法六八八条」が制定されていることには注意を要するであろう。当該文書がその後の嘉元三年(一三〇五)に発給されたものであることを考えるならば、これは「問状」としてではなくて「召文」として発給された文書として考えられるのではなからうか。そうだとすると、「令違期者、殊可有其沙汰也」なる文言については、やはり「召文違背之咎」による裁許を予定する趣旨として考えて良いように思われる。

なお、岩元氏は(iii)に関して、「日限召文」との比較を行った場合に、「問題は、問状の場合、「時として」と記されていることである」と述べて(「岩元論文」一七六頁、註(31))、石井博士のいわゆる「日限問状」について疑問を提示しておられる。

石井博士はこのように、「問状」↓「召文」という手続過程を想定する一方で、次のような理解を示しておられる。それは、裁判所が論人を宛所とする「問状」を発給する以前に、論人に対して、訴訟が提起されているという事実およびその請求内容を示していたこと(「尋下」)、そして、「尋下」に対応した論人は裁判所に対して、あらためて「問状」発給の申請を行うという理解である。したがって、この理解に拠れば、裁判所が訴人を通じて論人に対して行う手続には、「問状」・「召文」の手続とは別に、「尋下」という手続が存在していたということになる。博士はすなわち、「当該訴訟担当の奉行即ち本奉行が治定するところ、に問状が発せられる」とした上で、「然し場合によつては、問状を遣はす前に、裁判所より訴人請求の趣旨を論人に示して之を尋問した事があつた。之を「尋下」と称したが、この時には論人

の請求があつて始めて裁判所より問状を交付したらしい」と述べておられるのである。そうすると、博士の理解においては、「尋下」↓「問状」発給の申請↓「問状」発給↓「請文」・「陳状」↓（これに対して論人が応答しない場合）↓「召文」↓（「請文」・「陳状」）↓出頭という手続過程が想定されていることが考えられる。

博士は「尋下」なる手続を具体的に示す史料として、「正閏史料外篇三 宗像氏緒家藏文書」延慶三年（一三二〇）十二月六日附鎮西裁許状（「鎮裁一三四」、後掲【写真A-1】を参照、および「東寺百合文書せ函・武家御教書并達・十六」元徳元年（一三二九）十一月七日附関東裁許状（「閩裁一三一五」、後掲【写真A-2】を参照）を挙げておられる（石井「前掲書」一一五〜一六頁、註（一九三））。

前者は、地頭氏盛（訴人）が名主刑部律師琳海（論人）を相手取つて、論人が正応四年以降の年貢得分を抑制しているとして、その弁済請求訴訟を鎮西に提訴したことをうけて発給された裁許状（史料Ⅱ-2）である。後者は、東寺雜掌定祐（訴人）が、地頭遠江式部大夫守政（論人）および地頭遠江幸寿丸（論人）を相手取つて、論人守政が「信太庄内本郷一分役」として延べ錢五貫文を対捍していること、および、論人幸寿丸が「同郷一方分役」として延べ錢四貫文を対捍していることについて、その弁済請求訴訟を関東に対して提訴したことをうけて発給された裁許状である（史料Ⅱ-3）。それを次に掲げよう。

【史料Ⅱ-2】

宗像大官司氏盛申、肥前國晴氣保内用水名地頭得分米拾肆石五斗柒升參合・錢壹貫肆百參拾文事、

右、名主刑部律師琳海正應四年以後、不從地頭所務、抑留得分之由、氏盛就訴申、度々雖尋下、琳海無音之間、以多久太郎宗經・小城彌五郎入道妙喜、重加催促之處、如宗經等執進、琳海去年五月八日請文者、給本解狀、可

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法字 六〇巻七号 九八四 (四〇〇二)

明申云々、然而琳海于今不參之間、難遁違背之咎歟、然則、於地頭所務者、守先例致沙汰、至得分物者、任員數、可令究濟者、依仰下知如件、

延慶三年十二月六日

(北條政顯)
前上総介平朝臣押字

【史料Ⅱ-3】

(附箋)「関東下知信太」〔百四十三〕
(端裏書)

常陸國信太庄雜掌定祐申、年貢條々、

一 當庄内本郷一方分役事、

右、地頭遠江式部大夫守政去正中元年以來、至于嘉曆三年、所積分錢五貫文对捍之由、定祐依訴申、尋下之處、下給本解可遂結解之旨、守政代利澄就捧状、去六月九日雖被下彼状、依不進陳状、同七月四日加催促之上、八月四日以使者、重相触訖、而于今無音、不遁難涉之咎歟、然則、於彼錢者、任員數可致沙汰也、

一 同郷一方分役事、

右、地頭遠江幸壽丸正中二年以來、至嘉曆三年、所積分錢四貫文对捍之由、定祐依訴申、尋下之處、下給本解状、可進陳状之旨、去二月廿五日幸壽丸代道忍就捧状、同五月二日雖被下彼状、依不進陳状、同六月八日加催促之上、八月四日以使者、重相触訖、而于今無音、難遁難涉之咎、仍同前、以前兩條、依鎌倉殿仰、下知如件、

元徳元年十一月七日

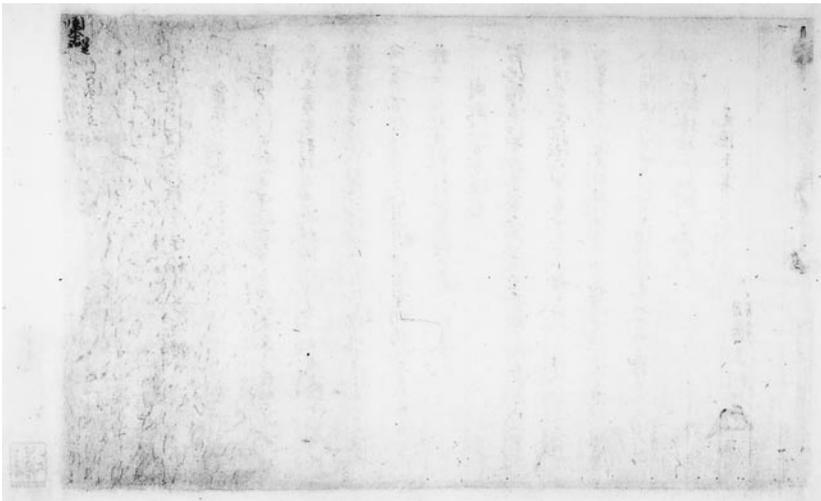
(赤橋守時)
相模守平朝臣(花押)

○宗像大官司氏盛申肥前國晴氣保内用永名地頭得分米拾肆石伍斗柒升叁合錢壹貫肆佰參拾文事

右名主刑部律師琳海正應四年以後不從地頭所務抑留得分之由氏盛就訴申度、雖尋下琳海無音之間以多久太郎宗經小城跡五郎入道如喜重加催促之處如宗經等執進琳海去年五月八日請文者給本解狀可明申云々然而琳海于今不卷之間難道違背之咎欵然則於地頭所務者守先例致沙汰至得分物者任員數可令究濟者依仰下知如件

延慶三年十二月六日

前上總介平朝臣 如字



(紙背)



常陸國信太庄難寺定祐申年夏時

一 當庄自本卿一方分後事

石地頼道は宗武文字改去字元年以來至十三年前時
分後五曾文對稱之由定祐傳中寺下之處今給今時可逐
結解之旨寺改代利隆頼道三月九日難破下被時未達陳狀
同七月旨和作定之上八月旨以使方會相願記今是旨亦通
難定之款然則非彼錢方任負數可致沙汰也

一 同卿一方分後事

石地頼道は宗武凡字元年以來至十三年前時
對稱之由定祐傳中寺下之處今給今時可逐
五曾書見代道及頼道間旨二月難破下被時未達陳狀同旨
八月難破之上月旨以使方會相願記今是旨亦通
以別兩條依鎌倉殿旨下和作

元徳元年十一月七日

相持手朝臣

【写真A-2】京都府立総合資料館所蔵文書

この二つの史料において共通していえることは、おおよそ次のようなことである。

第一に、訴状をうけて裁判所が相手方論人に対して「尋ね下し」たところ、論人は「訴状」（＝本解状）を請け取っていないので、訴状を受け取った後にあらためて陳状を提出することにより、応答したい」との返答を「請文」によって行っていることである。

第二に、論人はかような返答を行っておきながら、その後も相変わらず、陳状を提出しようとする様子は一向にみられず、それどころか、裁判所からの催促に対しても素直に応じようとする様子が全くみられないということである。

石井博士の例示された史料以外にも、筆者は同様の状況を推測することが可能な史料を見出しているが、いまここで仔細に論じることは行わない。しかしながら、論人が「そもそも本解状なる文書を受け取っていない」あるいは「本解状を受け取った後に、あらためて陳状によって応答したい」などという応答内容を記した「請文」によって返答を行わざるを得なかった理由としては、おおよそ次のような事情を想定することが可能であろう。

すなわち、訴人が度々、「訴状」・「問状」を送達していたにもかかわらず、論人がそれらの文書の受け取りを拒否するか、あるいは、かりに受け取っていたとしても、それを隠匿するか、もしくは破棄するなどの行為に及んだために、いよいよ使者による催促を受けることになった論人は、あたかも「訴状」や「問状」を初めて受け取る機会を得たかのように返答せざるを得なかったのではないだろうか。このような推測がいかなる程度において妥当し得るのかを検証するためにも、論人がいわゆる応訴を拒否しようとする際にはいかなる方法を採用しようとしていたのかについて、他の事例を蒐集・整理することにより、さらに究明していく必要があるように思われる。

いま、論人によって応訴（応答）の拒否がいかなるかたちで行われていたのかを考える上で、博士が述べておられる次の見解はあらためて参考にするべきものといえよう。それはすなわち、

問状は当事者即ち訴人が自ら或は使者を以て論人の許に送達する制であつた(当事者送達主義)。而して問状と共に訴状具書挙状等訴提起の時、裁判所に提出された文書類は、総てその原本が論人の許に送達されたのである。↓(iv)

問状は普通論人自身に宛てられたが、論人が他人の進止に服する者である場合には、進止者たる地頭、本所、守護或は正員(論人が代官である場合)に宛てられたのである。

かく当事者送達主義を採つた結果として、論人方では訴人の訴状送達によつてのみ、自己に対して訴が提起された事を知り得たのであるから、彼は裁判所の催促状に対して、未だ本解決を受け取らない旨を答へ、以て本案に関する答弁の責任を免れる事が出来たのである。↓(v) (石井『前掲書』一二三頁、(iv)・(v)は筆者に拠る) というものである。

(iv)について博士は、「本解決に限らず、総ての訴陳状具書等は裁判所に提出されたものそれ自身が相手方に送達されるのであつて裁判所にはその寫を取つて置くに過ぎない。それは問状には「訴状具書如件」と記してあり、三問三答の訴陳を究めた後は、訴陳状の正文を奉行所に返進する例であつた事(第四六項)に拠つて推知される」(石井『前掲書』一二五頁、註(二〇五))と述べておられる。

また(v)については、「註(一二五)に記述した様に訴人が問状を以て狼藉を行つた事及び本項後段に記す如く、論人が未だ本解決を受取らないと云ふ事を以て、本案答弁拒否の理由とした事によつて知り得る」とし、「比志島文書」嘉暦元年(一三二六)十月 日附薩摩國比志嶋孫太郎入道佛念代義範申状(鎌遺三八―二九六三八)をはじめとする文書を参照されて、「我々は本解決並御教書を論人に交付する事は訴人の義務とされて居た事を知るのである」と述べておられる(石井『前掲書』二二三―五頁、註(二〇四))。

以上のことから、論人が「問状」に対していかなる理由をもつて応答しようとしなかつたのかについて博士の見解を

理解することが出来るが、これはほぼ妥当な見解であつて、前述したように理解する筆者があらためて異論を唱えるものではない。しかしながら、博士がこのように「問状」を以て「陳状」の提出を命じる文書として理解した上で、これに応答しない論人の実態を前述のようなかたちで把握しておられるのであれば、ここで若干の問題が生じ得よう。それは、「問状」発給の手続以前に博士のいわれる「尋下」という手続は果たして存在し得たのか、という疑問である。筆者の得たわずかな理解からすれば、博士のいわれる「尋下」という手続は、「訴状」の提出を受けた裁判所が論人に対して通常行ふところの、「問状」の発給とほぼ同様の手続上の意義を有したものと考えられるように思われる。筆者は「問状」の発給という手続が「尋下」という文言によつて表現された可能性を推測している。すなわち、訴人自らが「訴状」を「問状」とともに論人の許へ送達するという手続のあり方が、「尋下」という手続であつたと考えて良いのではなからうか。

そして、石井博士の「問状」に関する理解は、鎌倉幕府の裁判における民事手続の典型としての「所務沙汰」について述べられた次の部分に結実するにいたつてゐる。

(前略) 訴人は、訴状に具書(証拠)を副えて、問注所内の賦奉行に差出す。賦奉行はこれを受取ると、次第を逐うて、一方引付に賦する。訴状の賦を受けた引付は、「直に被告即ち論人に対して答弁を求める問状を發する。問状を發すると、訴は裁判所に係属する」。(中略) 論人は問状を受取ると、答弁書即ち陳状を裁判所に提出し、かくして裁判所を経由して、訴論人は訴状陳状を交換すること三度に及び得るのであつて、これを三問三答の訴陳を番うと云ふ。三問三答で理非が明白になる時は、裁判所は直ちに判決を下し、然らざる時は、訴論人を引付之座に呼出して対決を行ふ。「一定回数に召喚状即ち召文が發せられても、裁判所に出頭しない時は、その者の敗訴となる」。引付では評議の上是非を勘録して(後略)。(石井『日本法制史概説』創文社、改版、一九六〇年、二九二頁、(一)は筆者に拠る)

このように、石井博士の示された理解においては、第一に、論人に対して「陳状」の提出を命じる文書が「問状」とされる一方、第二に、訴訟当事者に対して対決の場（裁判所Ⅱ「引付之座」における口頭弁論手続）に参加・出頭することを命じる文書が「召文」とされており、「問状」および「召文」に関する博士の理解がより一層明確化されるにいたっていることを知るのである。

「問状」および「召文」に関して博士の示された理解の実質については、『前掲書』において既に仔細に述べられている。前述した内容と重複することになるが、再度確認しておきたい。博士に拠ればすなわち、「裁判所が召喚命令即ち「召文」（又「召符」とも云ふ）を発する場合は之を大別して三となし得る」（石井『前掲書』一四一頁）という。第一の点として、「その一は論人に対して一定数の問状を與へても、尚も論人が陳状を進めない時及び陳状を進めても、その内容が不明の時に、訴人の請求によつて裁判所が之に召文を遣はす場合である」こと（石井『前掲書』一四一頁）、第二の点として、「訴論人は、何れも二問答或は二問答の訴陳を以て直に対決の手続に移られん事を裁判所に請求出来た。この場合には請求の効力として裁判所は対決の為に、召文を発して、相手方を召喚したのである」（石井『前掲書』一三四頁）と。

このことについてはまた、前掲「岩元論文」において次のような指摘がなされている。すなわち、

石井氏は、先述の「明申」「弁申」の文言を持つ簡単な内容の文書（先述のE型）を「召文」ではなく「問状」であると説明している。また、召文とは「参対」「出対」などの文言を持ち、出頭することに本質があり、「明申」の文言が併記されていても「参決」の文言があれば召文である、という理解である。この石井氏の理解は通説として現在まで継承されている。（『岩元論文』一六一頁）

という。岩元氏に拠れば、石井博士の理解において「問状」として具体的に想定されているのは、前述のD型・F型についても言及があるが、とくにA型、B型、C型、およびE型であるというのである。

(二) 羽下^{はがのりひ}徳彦氏の理解

羽下氏の論文「訴訟文書」⁽²⁾において示されたところの、幕府訴訟手続に関する理解の基本的な部分は、『沙汰未練書』を主な素材として石井博士の示された理解がほぼ踏襲されたものとなっている。「問状」および「召文」に関する基本的理解についても、もちろんこのことは同様であり、それは、「三問三答」を一応の限度とする書面審理手続過程においては原則として「問状」が用いられる一方、対決手続（口頭弁論手続）に移行する場合ははじめ、訴訟当事者を裁判所に出頭させる場合においてもまた「召文」が発給されるというものである。「羽下論文」に拠れば、

訴が受理され、訴状が賦奉行の手で銘を加えられて引付に配られると、担当奉行が定められ、問状が発せられることよって、訴は裁判所に繫属したといえるのである。問状の様式は関東・六波羅の御教書である。（中略）普通には（中略）訴人と訴訟対象を明示し、かつ訴状を伝達すると記して、『可弁申』『可明申』など、答弁せよ、との語句が入る。（『羽下論文』七七―七八頁）と説かれている。

次に、羽下氏が「問状」のあり方を示すものとして、数通の文書を例示しておられるものの中から、ここでは二通を採り上げることにしたい。まずその中の一通について確認しておこう。

【史料Ⅱ-4】「野上文書」 関東御教書（鎌遺十一一八〇九五）

(訴人)

豊後国御家人右田四郎守明申、

(訴訟対象)

当国野上村地頭職事、

(伝達)

申状副具書遣之、

(答弁要球)

子細見状、早可令弁申之状、

(北條長時)

武蔵守（花押）

(北條政村)

陸奥守（花押）

正嘉元年閏三月廿四日

(二五七)

（論人）野上資直
金伽羅殿

羽下氏に扱れば、【史料Ⅱ-4】において明らかかなように、「問状」なる文書には「訴人と訴訟対象」が明示されるところにも、「訴状」が相手方論人に対して伝達されることが記されているという。そしてまた、「可弁申」（「可明申」）などという、論人に対して「答弁せよ」と命じる趣旨の文言が記載されるという。

羽下氏によって示されたかような理解に関して、「岩元論文」の理解を参照するならば、当該文書は論人に宛てて「弁申」を求めたE型（問状）である。しかしながら、この見方と対立するD型を採るならば、当該文書は「明申」とか「弁申」を求めた簡単な内容の文書であることから、「召文」であるという判断が導かれることになる。

そして羽下氏は、厳密にいえは「雑務沙汰」に関する史料であると予め断わられた上で、「問状」の内容がより具体的に明らかになる史料として【史料Ⅱ-5】を挙げておられる。そこで、【史料Ⅱ-5】を「問状」とする理解をあらためて眺め直してみるためにも、この史料に加えて、羽下氏の言及されなかった関連する二通の「召文」（【史料Ⅱ-6】および【史料Ⅱ-7】）を追加して掲げることにより、若干の補足的理解を得ることにしたい。

【史料Ⅱ-5】「青方文書」六波羅探題問状案（松浦黨関係史料集）「九七号文書」^③

肥前国御家人青方太郎吉高申、抑留所従三人由事、訴状如此、所申無相違者、可令糺返、若又有殊子細者、可被明申之状如件

（二五五）
文永二年十月廿日

（北條時輔）
散位（花押影）
（北條時茂）
左近將監（花押影）

白魚弥次郎殿
(弘高)

【史料Ⅱ-6】「同文書」六波羅探題召文案（『松浦黨関係史料集』「九八号文書」）

肥前国御家人青方太郎吉高申、被抑留所従等由事、就請文重訴状具書如此、訴陳參差之間、暗難是非、不日企上洛可被明申之状如件、

文永三年三月三日

散 位在御判

左近將監在御判

白魚弥次郎殿

【史料Ⅱ-7】「同文書」六波羅探題召文案（『松浦黨関係史料集』「一〇一号文書」）

肥前国御家人青方太郎吉高申、被抑留所従三人由事、重訴状副具書如此、早來十一月中相具生口可被參洛之状如件、
文永三年九月廿九日

散 位在御判

左近將監在御判

白魚弥次郎殿

第一に、【史料Ⅱ-5】をみるならば、これには「問状」に特有な文言が記されていることがわかる。それはすなわち、「訴状記載の主張内容が事実であるならば、抑留されている所従三人を訴人に対して糺返せよ」、あるいは「特段の事情など、反論がある場合には陳答せよ」という文言であることから、当該文書は「問状」であると判断して誤りはないで

あろう(以上は、「羽下論文」七七〜八〇頁を参照)。

第二に、【史料Ⅱ-6】は訴人の提出した「重訴状」を受けて発給された文書であるが、この中には「就請文」なる文言が記されていることから、【史料Ⅱ-5】に対して、相手方論人は一旦、「請文」によって応答したことが推測され得よう。ここで問題になり得るのは、「請文」の内容が後日あらためて「陳状」を提出することを約束する内容の「請文」であったのか、あるいはそうではなくて、その中で直ちに反論や事情説明が試みられたところの、実質的に「陳状」としての役割を担う文書であったのか、いずれの場合が想定可能であるのかということである。【史料Ⅱ-6】には「就請文、重訴状具書如此、訴陳參差之間、暗難是非」と記されていることから、【史料Ⅱ-5】に応じて論人が提出した文書は、「請文」の形式が採られた可能性を直ちに否定することは出来ないにしても、実質的には「陳状」として取り扱われたことが考えられるのではないだろうか。⁴⁾ 論人の「請文」を受け取った訴人は、六波羅に対してさらに「重訴状」(【史料Ⅱ-6】)を提出することにより、論人を召喚するよう新たな要求を行ったのではないかと考えられるのである。

【史料Ⅱ-6】がこのように、論人に対して「召喚」を命じる内容のものであることはわかるにしても、そこに記される「不日企上洛可被明申」なる文言については、いかなる意味において理解され得るのであろうか。「企上洛」なる文言に注目するならば、当該文書はたんに、論人に対して「裁判所に出頭せよ」と命じる趣旨のものとして理解されることになろう。そうすると、「可被明申」なる文言は出頭した時に「事情を口頭で説明せよ」ということを意味しているのであろうか。そこで、「岩元論文」を参照するならば、当該文書は「出頭せよ」との内容に加えて、「重訴状」に応募する文書、すなわち、「重陳状」を持参せよ」ということをも、同時に命じる趣旨の文書であることが推測されるのである。当該文書が「問状」なのか「召文」なのかについては、直ちに判定することは出来ないけれども、どちらかといえば鎌倉後期に見出される「召文」の性格に近似する文書として推測され得るのではないだろうか。そして、【史料

Ⅱ-7」をみるならば、さらに、証人である「生口^{いけぐち}」をも出頭させることが命じられるにいたっているのである。

引き続き、羽下氏の見解を聞くことにしよう。氏に抛れば、「問状」は「論人の応訴回避に対する訴人の催促をうけて発せられる場合などもある」という。それを具体的に示す文書が「日限を切った問状」であるとして、次の史料および前掲【史料Ⅱ-1】が挙げられている。

【史料Ⅱ-8】「薩藩日記前編一六」鎮西御教書案（鎌遺四〇一三二二四九）

薩摩国新田宮雜掌申、段米以下事、重申状如此、先度催促之処、無音之上者、所詮、来月廿五日以前、可明申也、

仍執達如件

（明治）
元徳二年十月廿五日

大隅新三郎殿
（久廣）

（北條英時）
修理亮御判

【史料Ⅱ-8】については、いま『沙汰未練書』を参照するならば、次のような状況を推測することが可能であろう。すなわち、第一に、当該文書が発給される以前に、訴人が「訴状」および「問状」を論人の許に送達したものの、論人がこれに応答しなかったこと、第二には、訴状に対して、論人が陳状によって反論した後、訴人があらためて「重訴状」（重申状）を論人の許に送達したものの、論人がこれに応答しなかったこと、である。

以上二つの推測のうち、いずれを採るべきかについては、羽下氏の採り上げられることのなかった次の史料をみることで、判断が可能となろう。

【史料Ⅱ-9】「新田神社文書」鎮西御教書案（鎌遺四〇一三二一七五）

薩摩國新田宮雜掌通海申、段米以下事、訴状副具書如此、子細見状、早可明申也、仍執達如件、

元徳二年八月五日

修理亮御判

大隅新三郎殿

結論を先にいえば、以上二通の史料からすれば、前者の状況を推測することが許されるように思われる。つまり、「訴状」を受理した裁判所（鎮西）は、論人宛の「御教書」（史料Ⅱ-9）を発給したが、訴人によって「訴状」および当該「御教書」を届けられた論人は、これに対して直ちには応答せず、結局のところ、「陳状」を提出しなかったことが考えられる。【史料Ⅱ-8】に記されるように、【史料Ⅱ-9】が発給されてからおよそ二ヶ月の間、「無音」の状態が継続していたことが推測されるのである。そこで、訴人は裁判所に対してあらためて「催促書状」を提出した後、これを受けた裁判所が論人に対して「催促状」を下付するにいたったことも想定され得よう。しかしながら、これに対して論人はなおも応答しなかったため、「無音」、陳状の提出を受けなまま、訴人があらためて「重訴状」を提出した後、これを受けた裁判所が論人宛の当該文書（史料Ⅱ-8）を訴人に対して発給することになったものと推測することが出来る。

その一方で、【史料Ⅱ-8】には「来月廿五日以前、可明申也」との文言が記されていることに注目したい。羽下氏の理解に従うならば、当該文書は、論人に対して「翌月廿五日以前に、裁判所に対して（重）陳状を提出せよ（可明申）」と命じる趣旨のものということになるであろう。すなわち、【史料Ⅱ-8】はあくまで、論人に対して陳答する「文書」を提出するよう命じるところの、提出期限を示した「問状」として理解され得るといえるものである。

しかしながら、この点については少しく見方を変えて考え直してみる余地がありそうである。すなわち、「石元論文」(二六七―一七〇頁)によって示された理解を参照するならば、当該文書は、論人に対して、「翌月廿五日以前に、論人自ら裁判所に出頭した上で、(重)陳状を提出せよ」と命じた文書、つまり、半ば「日限召文」の意味において理解され得る性格の文書ではなかったかと推測されるのである。このように判断する根拠としては、この文書の発給された当該期の鎮西では、次に掲げる関連史料二通(史料Ⅱ-9)・(史料Ⅱ-10)等からわかるように、裁判実務の上では既に「問状」が停止されており、その代わりに「召文」が発給されることになっていたからである。

【史料Ⅱ-9】 正安二年(一三〇〇)七月五日附「鎌倉幕府追加法」六八八条

一 召文事、止問状、御使催促可為三ヶ度事

【史料Ⅱ-10】 同年同月同日附「鎌倉幕府追加法」六八九条

一 召文事、停止國雑色、可被仰當國守護并近隣地頭御家人等事

(三) 補足的な理解

ここで【史料Ⅱ-8】の理解に関して、若干の補足的説明を行っておきたい。筆者が確実な根拠をもたないまま、前述のような推測を行ったのは、例えば次に示される一連の史料がそれに近似した状況を想起させ得るからであった。

石井博士は、例えば「進陳状(請文)」と云ふ文句が問状の必要にして且つ十分な(實質的)要素であったのである(石井『前掲書』一四頁)とし、「進陳状」の例を次の史料に求めておられる(同『前掲書』二二〇頁、註(二〇二))。すなわち、

【史料Ⅱ-11】「東大寺文書」六波羅奉行光源・康道連署書下案〔岐阜-三三四〕⁽⁷⁾

東大寺學侶等申、寺領三乃國茜部莊年貢事、重訴状如此、早可令進陳状給候、仍執達如件、

德治二年四月十七日

康道在判
源知在判

地頭殿

を採り上げて、「尤も之は再訴状に対する問状であるが、本解状に副へられた問状にも「進陳状」と云ふ文言は使用され得たであらうと推察する」と述べておられる。博士に拠れば、当該文書は「再訴状」（＝重訴状）であり、これに附されたのが当該史料（問状）であるというのである。

このように考えるならば、【史料Ⅱ-11】にいう「重訴状」とは、恐らく「岐阜-三二六」の正文（嘉元三年二月日附東大寺学侶等申状案）の正文と推定される）と考えられる。そうだとすれば、当該「重訴状」が作成・提出される以前に、「訴状」に対応する「陳状」は既に提出されていたものと考えられ得るのであろうか。

【史料Ⅱ-11】には「早急に陳状を提出せよ」と記されているから、未だに「陳状」が提出されていないことが明らかであろう。そこで、当該訴訟手続の進行過程をあらためて追跡してみるならば、その中には次のような実態を見出すことが可能であろう。

すなわち、正安四年（一二〇二）三月 日附東大寺学侶等重申状案〔岐阜-三〇六〕＝「訴状」↓正安四年九月十二日附六波羅御教書案〔岐阜-三〇七〕、「早可被参決也」との記載有、「岩元論文」の趣旨に従えば「召文」である、なお当該「重申状案」について六波羅は「訴状副具書」と記している）↓乾元二年（一二〇三）正月廿三日附六波羅奉行人為尚・行成連署書

下案（岐阜一三二〇）、「書状如此」と記され、「陳状」提出を命じている）↓乾元二年二月十五日附六波羅奉行人為尚・行成連署書下案（「岐阜一三二二」）、「重書状如此」と記され、「陳状」提出を命じている）↓乾元二年二月廿九日附東大寺雜掌順慶書状案（「岐阜一三二三」）、「六波羅に対して「所詮者以御使、不日地頭可被召出候」と記す）↓乾元二年三月廿五日附六波羅奉行人頼成・行成連署書下案（「岐阜一三二四」）、「重書状如此」と記され、早急に「陳状」を提出せよと命じる」という手続過程が見出される。

しかしながら、論人は「陳状」を一向に提出しようとしないので、乾元二年（一三〇三）～嘉元三年（一三〇五）の間に、例えば、「岐阜一三二六」の正文が「東大寺学侶等重申状」として提出された後、嘉元三年六月十二日附六波羅御教書案（「岐阜一三二七」）、「早速可弁申」と記される）↓嘉元三年九月七日附六波羅御教書案（「岐阜一三二八」）、「重訴状副具書等、如此、先度相触了、可被弁申也」と記される）↓嘉元三年十一月廿七日附六波羅御教書案（「岐阜一三二九」）、「不日可被弁申也」と記される）↓嘉元三年十二月廿四日附六波羅奉行人賢性・行連連署召文案（「岐阜一三三一」）、「陳状延引」・「陳状を帯して不日出頭せよ」等の文言が記される）↓（嘉元三年）壬十二月附六波羅奉行人召文案（「岐阜一三三二」）、「書状如此」・「明後日十四日、「陳状」を提出せよ、地頭代に触れておくように」との内容が記される）↓徳治二年（一三〇七）三月十一日附六波羅御教書案（「岐阜一三三三」）、「地頭代を今月中に出頭させよ」↓【史料Ⅱ-10】↓徳治二年五月二日附六波羅奉行人家景・康通連署書下案（「岐阜一三三五」）、「重書状如此」・「使者を派遣して、来る五月四日までに陳状を提出せよ」という一連の手続過程を読み取ることが出来るのである。

以上のことからすれば、「重訴状」は必ずしも「訴状」が出されたことを受けて提出されたわけではないという事実を明らかにする、一つの事例を知ることになるであろう。つまり、論人が「請文」（陳状）の提出を難渋することから、訴人が論人による応答を待たずして、新たに重訴状を提出することにより、論人に対して応答を再度要求するという場

合があり得たわけなのである。

さらに前掲【史料Ⅱ-1】についてみておきたい。当該史料について石井博士は、恐らくは「日限召文」との対比を強く意識されたのではないかと考えられるが、「日限問状」を示す一史料として採り上げておられる。すなわち、「時としては問状に明め申すべき期限を附記する事があつた。日限の召文に対して、之を「日限問状」と称し得るであらう」(石井『前掲書』一一四頁)と述べた上で、【史料Ⅱ-1】に注目されたのである。そして、当該史料は、「本解状に副えて出す最初の問状にも日限を附し得たか否かは不明であるが、重訴状に副える問状には之を附し得た」ことを示す事例であると指摘されたのである。(石井『前掲書』一二二頁、註(二〇三))。これに対して「岩元論文」は、「問題は、問状の場合、「時として」と記されていることである」(『岩元論文』一七六頁、註(31))との疑問を提示している。岩元氏のいわれるように、「日限問状」が果たしてどの程度一般的に見出される文書であったのかについては、関係史料を更に調査するとともに、慎重に検討を行うことが必要であろう。

(四) 山本幸司氏の理解

前掲「羽下論文」が著された後に、山本幸司氏によって前掲論文「裁許状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」が公けにされることになった。「山本論文」は学界において既に広く共有されている優れた業績であり、あらためてその内容を紹介する必要はないと思われるが、本稿の関心に即して敢えて若干の紹介を試みることをご容赦頂きたい。「山本論文」に拠れば、「問状とは概括的にいえば、訴人から訴状が提出された後、これを論人に伝えて弁明を求めめるために出される、一時的な伝達の機能のみを持つ文書である。だが、内容上はこのように規定できたとしても、ある具体的な文書が、問状に該当するか否かということは、一見して明らかなのだろうか」(『山本論文』一四頁)との問題提起がな

されている。

そして山本氏は、石井・相田・羽下三氏の「問状」に関する引用例に着目して、「宝治二年（一二四八、筆者註）を上限として、すべて十三世紀後半以降に属することは、石井博士による『中世武家不動産訴訟法の研究』の対象とする時代が、鎌倉時代については「建長元年（一二四九、筆者註）引付設置以後の完成時代」に置かれていることと照応する」（『山本論文』一八頁）ということ指摘しておられる。氏は同時に、石井博士が与えたところの、当該文書を「問状」として判定するための規準内容を、博士自身は必ずしも建長元年以降においてのみ適用していたわけではないのではないかと、この疑問を提示しておられる。すなわち、石井博士の理解においては、「訴人請求の趣旨」は「問状」に添付の「訴状具書」に譲るのが通常のあり方であるとされるが、これに反して「訴人請求の要領を（問状の中に、筆者註）記載した」建長以前の文書を探り上げて、これを「普通の問状」ではない事例である、とされたことについて言及しておられる（『山本論文』二〇頁、註（24））。次に掲げる史料が議論の対象となった文書である。

【史料Ⅱ-12】「宗像神社文書」関東御教書案（鎌遺七-四八二-）

「校正了」

筑前国宗像社雜掌申、西郷沙汰人押領本木保内入免田式拾町并小武畠地等由事、解状遣之、如状者、去々年可遂
対決之由、被載御教書之処、庄官等為下作人之間、依不帶証文、借請藤原三子文書等、擬逢問注之処、彼三子所
寄進文書於社家也云々者、早可被弁申之状、依仰執達如件、

文曆二年九月十九日

（北條泰時）
武藏守在御判
（北條時房）
相模守在御判

下野入道殿

石井博士の理解に疑問を抱かれた山本氏は、新たに「十三世紀前半までの鎌倉幕府初期の文書」を対象として検討を行った結果、石井博士のいわれる文言、すなわち「簡略かつニュートラル」な文言が記される「問状」(「訴人請求の趣旨」は添附の「訴状具書」に譲るといふ形式の文書)は見出し得ないと論じておられる。氏は、「十三世紀前半までは、単に弁じ申せとか陳状を進めよとかと命令するだけでなく、その前段に何らかの当局の判断を示す文言が付されているのが通例である」(「山本論文」一八頁)とし、「問状」が定型化し整備された「完成時代」以前における「問状」に関してはあらためて検討が必要であると主張される。

この課題に取り組まれた山本氏は、「十三世紀の前半、幕府の法制自体が未整備である一方、その受容者の側の知識・意識も遅れていた時代にあつて、問状の御教書はその文言上も価値判断を含むように受け取られる体のものであつたため、「問状」による濫妨事件(「問状狼藉」、筆者註)の発生する場合があつた」(「山本論文」二五頁)と論じておられる。すなわち、氏の採り上げられた十三世紀前半の「問状」とは、次の文書である(「山本論文」十八頁)。

【史料Ⅱ-13】「大和大東家文書」関東御教書案(鎌遺三一―一五四二)

(端裏書)

「津田嶋

鎌倉故右大将家御下文案」

春日社家案一通遣之、如状者、乱入社領彼張行無道云々、子細見于状候歟、爲新議之非法者、宜被止其妨、若
又有子細者、可令進陳状給者、依鎌倉殿仰、執達如件、

(一〇五)
元久二年五月十九日

佐々木中務入道殿
(經高)

(北條時政)
遠江守在判

そして、このような事案に対応した裁許状としては、例えば次のようなものがある(『山本論文』二二―二三頁)。

【史料Ⅱ-14】「高牟禮文書」(「関裁」三八)

(包紙ウハ書)

「鎌倉殿御代武藏守相模守御證判」

宇佐宮官人代氏安訴申土器工長職并高村名田畠事、去建曆三年之比、其沙汰出来之間、依非地頭并御家人之事、不及成敗之由、御評定了、而氏忠氏安倉見寄事於御使雜色宗里、令訴申之間、去五月被成遣問状之処、以彼状無左右押領云々、甚以無道也、自今以後、守本家社家下知、可致其沙汰之状、依仰下知如件、

(一三五)
嘉祿元年十一月廿三日

(北條泰時)
武藏守平 (花押)
(北條時房)
相模守平 (花押)

そこで幕府は、このような「問状狼藉」行為を禁圧すると共に、「問状」の文言も次第にニュートラルで定型的なものへと変化させていったのである。つまり、山本氏に拠れば、「早可停止自由之濫行、但又有子細者、可令言上給」といった、幕府の一定の判断を既に含んでいると思えるような、相対的に長文の問状が、次第に「訴状遣之、可令弁申」

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法字 六〇巻七号 一〇〇三 (四〇二二)

型の、単純でニュートラルな問状に席を譲ってゆく傾向にあり、「その画期が十三世紀の中頃であるというのは間違いないところである」(「山本論文」二〇頁)という。そして氏に拠れば、「ニュートラルな問状」の初見は次の文書であるという(「山本論文」一九頁)。それはすなわち、

【史料Ⅱ-15】「紀伊金剛峯寺文書」六波羅下文案 (「鎌遺九」六五二二)

前大僧正御房御教書副連署状具書等遣之、子細見状、不日可弁申之状如件、

(二四四)
寛元三年七月廿九日

(北條重時)
相模守在判

というものである。

山本氏は、「こうした簡潔な形式が多く見られるようになり、印象ではほぼ文永年間の頃に、一般的な文書形式として定着するように思われる」(「山本論文」一九頁)という見解を明らかにされるが、「一方では十三世紀前半のような型も残っているから、この時期にすべてが統一されたとは言いがたい」(「山本論文」一九頁)とも述べておられる。その上で、「弘安七年(二八四、筆者註)に至っては、様式上も執権連署加判の関東御教書より引付頭人の奉書に改めることとなったのである」(「山本論文」二五頁)と結論しておられる。

(五) 岩元修一氏の理解

前述したように、「岩元論文」はまず、「明申」あるいは「弁申」などの文言を有する「問状」(「E型」)に着目している。この「E型」は一二〇〇年代後半において主流であったことが確認されているが、岩元氏は、「これは文永年間頃

に定着した」とする前掲「山本論文」の見解に同意しておられる。そして、「問状」(E型)は弘安年間を境として次第にその機能が「召文」に吸収されるにいたった結果、南北朝期にはこれに代わり「有子細者、可被明申」なる文言を有し、守護宛の「沙汰付命令」である「問状」(C型)が主流になったことを論じておられる。

すなわち、「召文」の文中において出頭を求める「参対」(参決)文言だけでなく、「陳答」を求める「明申」文言が併用されるようになったことからして、「召文」は、論人に対して「陳状」を持参し、かつ出頭することをも同時に要求し得る機能を獲得するに至ったのだという。

しかしながら、「召文」がこのように「問状」(E型)の意味を併せ持つようになったからといって、「問状」という概念が消滅した訳ではないのであって、事実、南北朝期において新たに「問状」(C型)が定着したことで「問状」および「召文」という概念は維持されることになったのだと論じておられる。

また岩元氏は、「召文」が「問状」(E型)と同化しつつあった鎌倉後期以降、「日限召文」が台頭して来ていた事実を的確に指摘しておられる。「出頭期限」を指定して発給される「召文」が多用されるようになった事実注目するとともに、訴訟の早期終結が企図されていたことを想起された岩元氏は、「召文」に関する裁判実務上のこのような変化について、鎌倉幕府の裁判の職権主義化が進行していたことの徴表の一つとして理解しておられるのである。

以上、鎌倉後期には「問状」(E型)の機能が「召文」に吸収されるにいたったこと、そして、南北朝期には「問状」(E型)に代わり「問状」(C型)が定着するにいたったことなどが論証されている。かような変化の生じた背景事情として、岩元氏は、「問状」(E型)が担うはずであった訴訟手続が衰退していくという事態の生じたこと、あるいはまた、「E型」の形式をもつ「問状」が従来の「召文」と同質化していったこと、等を推測しておられる。

岩元氏によって示された「問状」に関する理解は、次章において「召文」に関する研究史を確認していく中で、あら

ためて具体的に検討することにした。

- (1) 本稿では、竹内理三編『鎌倉遺文』(古文書篇、全四十二巻および補遺全四巻、東京堂出版、一九九五年完結) および竹内理三編・東京大学史料編纂所編『同』CD-ROM版、東京堂出版、二〇〇八年)、瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁許状集』上・関東裁許状篇、下・六波羅鎮西裁許状篇(増訂版第二刷、吉川弘文館、一九九四年)を主な典拠史料集として用いる。『鎌倉遺文』所収史料については、「鎌遺〇〇(巻) 一〇〇〇(号文書)」と記す一方、『鎌倉幕府裁許状』所収史料については、「関裁一〇〇〇」、「六裁一〇〇〇」あるいは「鎮裁一〇〇〇」のように記すことにする。なお、引用史料あるいは引用論文に附した傍線等は筆者に拠る。また、史料の引用に際しては、常用漢字に改めている部分がある。
- (2) 『日本古文書学講座』5・中世Ⅱ(雄山閣出版、一九八一年)五七頁以下。以下、「羽下論文」と記す。
- (3) 瀬野精一郎編『松浦黨関係史料集』第一(統群書類従完成会、一九九六年)所収、九七号文書。以下、『松浦黨関係史料集』二〇〇号文書のように記す。
- (4) 本文で述べるように、訴状の「受領報告書」の意味ではなくて、実質的に論人が反論を記載する「陳状」の働きをする文書であったことが考えられる点につき、前掲佐藤進一『古文書学入門』二一六頁以下参照。なお、前掲相田『日本の古文書学』上(八〇八〜八〇九頁)は、論人作成の「請文」正文として、次の文書を紹介している(後掲【写真B】を参照)。
【史料Ⅱ-B】『東寺百合文書せ函 武家御教書并達・十四』嘉暦四年四月廿七日附常陸國信太庄埜郷等地頭越後左衛門大夫伊時請文(源義経カ)
越後左衛門大夫將監殿請文 嘉暦 四 五 四
常陸國信太庄雜掌定祐申埜郷以下年貢之由事、以代官紹眞、可明申候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
四月廿七日
散位伊時
(花押)

この文書は、論人が担当奉行人に提出した後、奉行人が訴人側東寺に下した為に、こんにち、論人が出頭することを約した請文として伝来するにいたっているが、このように「正文」のかたちで伝わっている「請文」は極めて少ないという。

(5) 石井『前掲書』一一〇頁および一三一〜一三三頁、註(二二七)・(二二八)を参照。

(6) 同右。

(7) 『岐阜県史』史料編・古代・中世三(一九七一年)所収。以下、「岐阜一三三四」のように記す。

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き



(紙背)

同志社法學 六〇卷七号 一〇〇七 (四〇二五)



【写真B】京都府立総合資料館所蔵文書

三、「召文」に関する基本的理解

ここにち得られている「召文」の理解に関しても、「問状」におけるのと同様に、基本的には石井良助博士によって示された理解に依拠しているものといつて良いであろう。本章では、石井博士および羽下氏による理解を確認したのちに、岩元氏によって示された新たな理解を紹介するとともに、これについて補足的理解を得ることにしよう。

(一) 石井良助博士の理解

『石井『前掲書』をみれば、「第二章 訴訟手続」において、「第三節 訴の審理」の中に「第三款 召喚」の項が設けられている。それに拠れば、

こゝに召喚とは、口頭弁論をなさしめる為に、訴訟人を裁判所に出頭せしめる手続を云ふ。

裁判所が召喚命令即ち「召文」(又「召符」とも云ふ)を発する場合は之を大別して三となし得る。その一は論人に対して一定数の問状を與へても、尚も論人が陳状を進めない時及び陳状を進めても、その内容が不分明の時に、訴人の請求によつて裁判所が之に召文を遣はず場合である。その二は一、二、或は三問答を番へた後に於て訴訟人を裁判所に召喚する場合である。以上二箇の場合、訴訟人が訴陳を番へた場合或は番ひ得べき場合であるが、その三は訴訟人が「當參」の時、即ち裁判所の所在地に滞留せる時に(陳状を携帶せしめ、或はせしめずして)問状の手続に及ばず、直ちに論人を裁判所に出頭せしめる場合である。

上述三箇の場合に発せられる召文は場合に依じて、文言を異にして居るが、何れも訴人或は論人の出頭を命ずる事を以てその本質とするものであつて、この点に於て、単に論人に陳状の提出を命ずるに過ぎない問状とは嚴重に區別せらるべきものである。

召文は前述の如く、その出される場合を標準として、三種に分ち得るが、出頭の期限が附記してあるや否やによつて、更に之を普通

の召文と「日限」の召文とに分ち得るのである。(石井『前掲書』一四一〜一四二頁)と説かれている。

以上、石井博士は「召文」に関して、訴陳状の応酬が行われる際に、一方当事者が応答に難渋する場合に発給されること、「三問三答」の訴陳の手続が終了して「口頭弁論」手続に移行する際に、両当事者を裁判所に出頭させることを目的として発給されることを指摘しておられるが、このことは、前述した石井博士の「問状」に関する理解と直ちに接合するものである。しかしながら、第三の点として指摘された「問状の手続に及ばず、直ちに論人を裁判所に出頭せしめる」ために「召文」が発給されるという理解の仕方については、直ちには了解し難い。「訴論人が当参の場合」という説明が与えられているとはいえ、今少し具体的な説明が欲しいところである。

そこで、博士が、右記「その三」の場合、即ち、論人に対して直ちに出頭せよと命じる文書として、例示しておられる次の史料⁽¹⁾について、少しく検討してみることしよう。

【史料Ⅲ-1】「山代文書」肥前國守護北條時定書下(前掲『松浦黨関係史料集』第一、「二五一号文書」)

早岐又三郎清氏申押領伊萬里内田地、拘惜白大刀一腰由事、重訴状如此、先度相触之處、不及陳状云々、太無其謂、

不日帯陳状、可被參対候、仍執達如件、

弘安八年九月九日

(北條時定
遠江守(花押))

山代又三郎殿

この史料に加えて、当該訴訟手続において密接に関連する史料を次に掲げることとする。⁽²⁾

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法学 六〇巻七号 一〇〇九(四〇二七)

【史料Ⅲ-2】「同文書」同右（「同右書」、「一五〇号文書」）

早岐又三郎清氏申令違乱伊萬里浦内田蘭等、不返与白大刀一腰由事、訴状如此、早令參対、可被明申也、仍執達如件、

弘安八年八月十九日

遠江守（花押）

山代又三郎殿

石井博士は【史料Ⅲ-1】に関して、次のように理解しておられるように思われる。すなわち、「以前に陳状を提出するように命じたが、論人（山代又三郎）はこれに応じなかつたので、このたび「召文」を發給するので、直ちに裁判所（守護所）に出頭せよ」と。つまり、論人に対して、陳状の提出および裁判所への出頭を命じた文書という理解である。そうすると、この事例においては、「重訴状」が提出される以前に、訴人（早岐又三郎清氏）が「訴状」を提出した際には、裁判所はいかなる対応をとつたのであろうか。

このことについては、【史料Ⅲ-1】に先立って、裁判所が發給した【史料Ⅲ-2】をみることにより明らかになる。この文書には、「早令參対、可被明申也」なる文言が記されていることからわかるように、論人に対して「陳状」の提出を命じるとともに、裁判所に出頭するよう命じたことが判明する。

石井博士はこのように、【史料Ⅲ-1】を採り上げることにより、訴訟当事者が「當參」の時には、裁判所は「問状」を發給しないで直ちに出席させるべく「召文」を發給していたことを論じておられるが、「召文」が直ちに發給されることになるのは、必ずしも「當參」の時に限つたことではないのではあるまいか。それは、【史料Ⅲ-2】において明らかになつたように、そもそも裁判所が「訴状」に対して「陳状」の提出を求める際にも、「問状」ではなく、「召文」

を發給していたという事実、あるいは後述する岩元氏の所論からもわかるように、鎌倉時代の中期～後期においては、論人に対して「陳状」の提出が求められる際に發給される文書の形式が「問状」から「召文」へと「変化」し始めることからすれば、当該文書（「召文」二通）は丁度この時期における文書であるから、そのような「変化」の過程の中に位置付けられ得るものであること、などの理由により判断され得るからである。これに加えて、【史料Ⅲ-2】が「召文」であると判断され得る根拠としては、次に示す石井博士の理解があることを付言しておきたい。それは、

即ち召文には常に參決すべき旨の記載があるので、之なきものは召文ではない。他面に於いて參決すべしと云ふ意味の文句が記載されて居る以上は、明め申すべしとの文句が併記されて居ても、召文であると解すべきである。（石井『前掲書』二四〇頁、註（二四〇）という理解である。

さらに、博士は「陳状を携帶せしめずして、出頭せしめる召文ありしや否やは不明であるが」とされながらも、「訴状に就て、直ちに論人に召文を發した例として」、次の文書を挙げておられる。

【史料Ⅲ-3】「東大寺文書」六波羅御教書案（岐阜一三〇九）

東大寺学侶等申、美濃國茜部庄年貢事、訴状副具書如此、爲致其沙汰、早可被參決也、仍執達如件、

（以下略）
正安四年九月十二日

（北條基時）
左馬助御判
（金澤貞顯）
中務大輔御判

出羽法印御房

博士はこの文書に関して、「果たして論人當參の場合に發せられた召文であるか否かは判明しない」とされながらも、

「否此等の文書が「奉行書下」ではなく、御教書である所より見ても、論人が當參でない場合に発せられた召文であると解する方が適當である」と述べておられる。その上で、「然りとすれば、鎌倉時代中期以後に於ては裁判所が召文を發する場合として、本文に掲げた三箇の外に、訴人の申状に就き、問状に及ばず、直に召文を發する第四の場合を挙げなくてはならない」(石井『前掲書』一四七頁、註(三三八))との見解を表明しておられる。

また、「普通の召文の様式は上記の如きもので、問状と同じく訴人請求の趣旨の如きは、召文中に之を収録しなかつたのであるが、時にはその要領を載せた事もある」とし、「問状にしても召文にしても、此の種のもは文曆嘉禎頃迄に行はれたもので、それ以後は廢れたらしい」(石井『前掲書』一四八頁、註(二三九))と述べておられる。

以上述べて来たことからすれば、石井博士によつて導かれた「問状」および「召文」に関する理解においては、「問状」とは書面審理手続過程において論人に対して陳状を提出するよう命じるための文書であるとされる一方で、「召文」とは基本的に、裁判所において対決手続を行うために訴訟当事者に対して出頭するよう命じるための文書であるが、場合によっては「陳状」(あるいは「重陳状」)を持參の上、出頭を命じるための文書たり得たとされていることが、より一層明らかになるであろう。

(二) 羽下徳彦氏の理解

次に、前掲「羽下論文」(前掲『日本古文書学講座』所収論文)を参照するならば、「召文」に関して次のような補足的理解を得ることになる。

羽下氏は、「召文」が下付される以前に陳状の提出が順調に行われた場合については、「論人は陳状提出以前に、これから陳状を提出する旨の請文を出すことがあり、また陳状を提出した旨の請文を提出することも」あるとの理解を示し

ておられる。そして、「請文」の中には例えば、「就訴状、陳状謹進上仕候、子細見于状候敷」などのような文言が記されるのだという。さらに氏に拠れば、訴状を受け取った論人がこれに応じて陳状を速やかに提出しない場合には、訴人は裁判所に対して「催促状」の発給を要請することが出来たのであり、「裁判所は奉行人の奉書で論人に陳状提出を督促することがあった」のであるという（以上は、「羽下論文」八二頁を参照）。

いよいよ「召文」が下付されることになるのは、「対決」（口頭弁論）が「引付之座」で行なわれるためであり、その際には「対決を遁避しがちな論人を出廷させるために、いく度も出頭命令が出されることになる」（「羽下論文」八五頁）と説かれている。このことに関して、羽下氏は次の文書を例示しておられる。

【史料Ⅲ－４】「長府毛利家文書」文永十年十二月十七日附関東御教書（鎌遣十五―一五〇三）

庄余一頼資申美作国広野庄事、重訴状遣之、子細見状、度々被仰下之処、于今不參、何様事哉、所詮、明春三月十日以前可令參対、若猶令違期者、殊可有其沙汰之状、依仰執達如件、

文永十年十二月十七日

（北條義政）
（武蔵守）（花押）
（北條時宗）
（相模守）（花押）

庄四郎太郎入道殿

この文書は、「重訴状」の提出を受けた、裁判所が論人に対して度々参対を命じたにもかかわらず、これに論人が応じなかったことから、論人に対してあらためて「重訴状」が下付された際に附されたところの、「明春三月十日以前に参対せよ」と命じた「日限召文」である。羽下氏に拠れば、当該召文の趣旨は、あくまで論人に対して「参対」を命

じることにあるという。つまり、「召文」とは、まさにそのような意図をもって発給される文書のことをいうのであるという。しかしながら、少しく見方を変えてみるならば、当該召文は確かに、論人に対して「裁判所に出頭せよ」と命じる一方で、同時に、「(重) 陳状を持参せよ」と命じる趣旨の文書として考えることが出来るのではなからうか。⁵⁾このような見方は、例えば前掲文書〔史料Ⅱ-5〕および〔史料Ⅱ-6〕の相互関係においても妥当し得るように思われるのである。

六波羅が発給した「召文」〔史料Ⅱ-6〕に拠れば、〔史料Ⅱ-5〕によって「訴状」に応答するよう命じられた論人(白魚弥次郎)が「請文」(陳状)を提出した後に、訴人(青方太郎吉高)がさらに「重訴状」(および具書)により主張を展開したことがうかがえる。これを受けた裁判所は、両当事者の主張の内容が食い違うので是非を決することが出来ないと判断した上で、論人に対して「不日企上洛、可被明申」と命じたのである。このとき六波羅は論人に対して、「重陳状」を持参した上で「明申」ことを命じているものと考えられる。

「召文」に関しては、石井博士および羽下氏の理解を参照することにより、おおよそ以上のような理解が得られることになる。しかしながら、「問状」と「召文」をいかなる観点から区別し得るのかという点については、未だに説得力のある理解が得られているとはいえないのではないだろうか。

「問状」および「召文」については、かような理解に止まっているという状況の中で、岩元修一氏によって、近時新たな研究成果が公表されるにいたっている。それはすなわち、「問状」および「召文」に関して、両者に関する学説史的な理解を丁寧に追跡する一方で、両者の相違や関係性如何の問題を実証的かつ総合的に解明しようと試みたものである。その意味で「岩元論文」は、両者に関するこれまでの古文書学的理解に対して、新たに一石を投じた業績として高く評価され得るものであろう。

以下においては、「岩元論文」の内容に即して、氏によって明らかにされた「問状」・「召文」に関する理解を紹介するとともに、若干の補足的理解を得ることにしたい。

(三) 岩元修一氏の理解

岩元氏は、次掲三通の関連史料に注目することにより、「元亨三年（一一三三）には「可明申」の文言をもつ論人充の鎮西御教書をこれと関連する別の鎮西御教書の中で「召文」と明記しているのである」と述べておられる（『岩元論文』一六五～一六六頁）。このことに関して、対応する史料に即して確認しておくことにしよう。

【史料Ⅲ－5】「青方家譜引用文書」鎮西探題御教書案（前掲『松浦黨関係史料集』第一、「三六三号文書」）

青方八郎高繼申肥前國五嶋西浦青方村内田地以下事、申状具書如此、^(方)早可明申、仍執達如件、

^(元亨)元亨三年七月廿九日

^(北條英時)修理亮判

青方藤四郎殿

【史料Ⅲ－6】「青方文書」鎮西探題御教書案（「同右書」、「三六四号文書」）

青方八郎高繼申肥前國五嶋西浦青方村内田地事、重申状如此、相触了、來十五日以前可明申候、仍執達如件、

元亨三年九月一日

修理亮御判

青方藤四郎殿

【史料Ⅲ-7】「同文書」鎮西探題御教書案（「同右書」、「三六五号文書」）

青方八郎高繼申□□□五嶋西浦青方村内田地事、重申状如此、青方藤四郎高光不應度々召文云々、尋問實否、載起請之詞、可披露申候、仍執達如件、

元亨三年九月十四日

修理亮御判

丹後次郎殿^{（左）}

【史料Ⅲ-5】および【史料Ⅲ-6】は、訴人（青方八郎高繼）による訴状を受理した鎮西探題が、論人（青方藤四郎）に対して応答を命じるために発給した文書である。岩元氏は、両通に「可明申」なる文言が記されていることに注目されて、かような文言を有する文書は「問状」として判断すべきなのか、あるいは、それ以外の文書として理解する可能性があるのかについて、慎重な検討を試みておられる。

当該事例においては、論人が応答を避け続けていたことから、「實否を尋問する」ため、使者（丹後次郎）宛に【史料Ⅲ-7】があらたに発給されることになったが、岩元氏はとくにこの文書に注目しておられる。その中には、傍線部分にあるように、「論人が度々の召文に依じていない」と記されていることから、【史料Ⅲ-5】および【史料Ⅲ-6】が実は「召文」であったという事実を、岩元氏はあらたに見出されたのである。氏はすなわち、「参決」文言がなく、「可明申」文言のみが記される「召文」の存在を新たに指摘されたのである。従来の理解に従えば、「参決」文言がなければ、そのことだけで「召文」以外の文書として捉えられてきたわけであり、多くの場合、それは「問状」として理解されてきたことを想えば、岩元氏によってなされたこの指摘は、伝統的な古文書学の理解の中に新たな考え方を提示することになるであろう。

岩元氏は、以上三通とほぼ同時期の文書として、「吉川家文書」所収の二通の文書（元徳二年五月五日附越訴奉行召文案「一四三号文書」、元徳三年二月 日附周防親經代俊行重申状「一四四号文書」、天日本古文書「家わけ九ノ二」および「東大寺文書」正安三年六月 日附東大寺学侶等訴状土台（岐阜一三〇三））を採り上げて、「可被弁申」あるいは「可明申」なる文言によつて論人の応答が要求されている場合には、本来の「召文」におけるのと同様の効果を發揮することが、当該文書に対して期待されていたということを述べておられる（岩元論文「一六六頁および一七四頁、註（22）」）。

岩元氏は、以上の検討結果を前提にして、「鎌倉幕府のもとで、どのようにして「弁申」の文言をもつ先述のE型の問状が召文と認識されるようになっていくのか」（本稿第一章に記した「課題I」）について、さらに検討を進めておられる。第一に、いわば「召文」的な内容を有する「問状」の初見について、岩元氏は次のように指摘しておられる。すなわち、「企上洛」と「可明申」の文言をあわせ持つ「文書としては、次に掲げる正嘉元年（一二五七）の文書が初見であるといふ。⁽⁶⁾

【史料Ⅲ-8】「松平定教氏所藏文書」六波羅御教書（鎌遺十一一八〇九八）

〔到來正嘉元年十月廿四日〕

宗像社太宮司長氏申、当社領名主等事、背社家致濫妨由事、

去閏三月廿日関東御教書副訴状、如此、子細見状、早相尋彼輩所行之旨、事實者、可止濫妨之由、可被下知、若
又有陳方者、早企上洛、可明申之旨、可令触沙汰給、仍執達如件、

正嘉元年四月十四日

（北條時茂）
左近將監（花押）

豊前々司殿
（少貳實徳）

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法學 六〇巻七号 一〇一七（四〇三五）

なお、次に掲げる史料に拠れば、「問状」と「召文」については、文永十年（一二七三）～弘安七年（一二八四）頃の間においては一応の区別がなされていたことがわかるとともに、「問状」は「弘安七年（一二八四）の段階で」は止められてはいなかったことが推測される（『古澤論文』一一三頁、および『岩元論文』一六八頁）。

【史料Ⅲ－9】 文永十年七月十二日附「鎌倉幕府追加法」四五四条（前掲『中世法制史料集』第一巻）

一 問状御教書事

引付直可賦取、訴状引付目録、奉行人参会可令取也、

【史料Ⅲ－10】 同年同月同日附「鎌倉幕府追加法」四五五条（『同右書』）

一 召符事

【史料Ⅲ－11】 弘安七年？「鎌倉幕府追加法」五七五条（『同右書』）

一、召文問状事

引付頭人可下奉書、

岩元氏は他方で、文永年間に「問状」が定着するという前掲「山本論文」の見解を承認しておられる。その上で氏は、「問状」に記載される陳状の提出を求める「弁申」なる文言と、「召文」に記載される「参決」を要求する文言とがやがてはセットにして扱われることにより、この二つの内容を意味する文言が「召文」の中に記載されるようになるとの見

通しを明らかにされている。そこであらためて右記史料をみるならば、文永〜弘安年間では、「問状」と「召文」が併用されていることが明らかであり、したがって、この時期においては未だに、「陳状の提出」と「参決」とを同時に強制する内容を有する「召文」は発給されるにいたっていないことが推測されるのである。

第二に、岩元氏は、「弁申」なる文言の記載される文書が「問状」とは呼ばれなくなり、あらたに「召文」と認識されるようになるのが、鎌倉時代中期〜後期においてのことであると、その理解を示しておられる。すなわち、氏は当該期においてかような「変化」の現れることに注目されたのである。氏はその「変化」の徴候を、次に掲げる史料の中に読み取っておられる。

【史料Ⅲ―12】「宇都宮家式條」三十六条（佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷・武家家法、岩波書店、

一九六一年）

一、同沙汰書下事

右、止問状之儀、自初度帯陳状可参対之旨、差日限可書下之、二箇度不叙用者、以別使者可催、其上不出対者、可令下知訴人、

【史料Ⅲ―13】正安二年（二三〇〇）七月五日附「鎌倉幕府追加法」六八八条（前掲『中世法制史料集』第一卷）

一、召文事、止問状、御使催促共可為三ヶ度事、

【史料Ⅲ―12】は弘安六年（一二八三）制定と推定されている「宇都宮家式條」の中の三十六条である。これはすな

わち、「問状を止めて、初度より陳状を帯して参対するように、「日限」を指定して催促の文書を書き下すことを定める」という趣旨のものである。岩元氏は当該史料を「雑人沙汰」に関する規定であると断った上で、「問状」に代わる「日限」の「書下」、すなわち、「期限を指定し陳状を持つて出頭するように」と論人に対して命じることの出来る文書とは何であつたのかを問うておられる。そして、このような性格の文書が現れる同様の状況を、九州を対象として出された【史料Ⅲ-13】においても見出しておられる。この追加法によつて、E型の「問状」が鎮西において廃止されたということが明らかとなる。

以上の考察から、岩元氏は次に示すような見解を明らかにしておられる。

第一に、鎌倉中期～後期における史料として前掲【史料Ⅲ-1】および【史料Ⅲ-2】を採り上げて、「召文」が論人に対して要求していたのは、「不日帯陳状、可被参対」ことであつたこと、すなわち、この時期においては既に、「召文」は論人に対して単に「出頭」を命じるための文書ではなかつたことが明らかになるという。

第二に、鎌倉後期における史料として、後掲【史料Ⅲ-19】および次掲史料二通を採り上げることにより、「召文」が発給される目的について検討した結果、「召文」発給の目的は、例えば、論人に対して上洛し、裁判所に出頭することを命じるとともに、「陳状」の提出を命じることであつたことが明らかであるという。これは第一の点における内容を補足するものといえる。

【史料Ⅲ-14】「忽那家文書」六波羅御教書（鎌遺三十一―二三五九六）

伊予国忽那島一分地頭藤原氏代長忠申、当島一方地頭重則押領重安名田地以下屋敷、抑留得分物由事、重訴状副具書、如此、両度遣召文候処、不参候ハ、太無謂、来月廿日以前、可参決候旨、相触重則、載起請文之詞、可

被申散状也、仍執達如件、

延慶二年二月廿一日

(大佛貞房)
前越前守(花押)
(金澤貞顯)
越後守

綿貫左衛門二郎殿

高木五郎兵衛入道殿

【史料Ⅲ-15】「同文書」綿貫利用・高木盛久連署書下(鎌遺三十一-一三八一九)

伊予国忽那島一分地頭藤原氏代長忠申、押領重安名田地以下屋敷、抑留得分物由事、書状副具書、如此、早帶陳状、可出对之状如件、

延慶二年十一月廿五日

利用(花押)
盛久

一分地頭代へ

第三に、こんにちのわれわれにとってみれば、かような意味において理解され得る「召文」と、あくまで陳状の提出を命じるものと考えられる「問状」との間には、当時の裁判実務の現実においていかなる相違があるものと認識されていたのか、ということが重要な問題であるという(以上は、「岩元論文」一六九頁)。この問いに対して岩元氏は、両文書間に存在していた「距離が次第になくなりつつある状況が推測される」(「岩元論文」一七一頁)という。そして、「E型の問状」とは別に、訴訟の早期終結のために期限を指定して出頭と陳状提出を求める召文が訴訟手続き文書として新たな

に台頭しつつあった」（「岩元論文」一七一頁）と述べておられる。これは本稿第一章に記した〔課題Ⅱ〕に対する氏の見解である。

第四に、鎌倉後期においてはこのように、「問状」を止めて「召文」を発給するという傾向の存在することが明らかになったが、岩元氏は、この時期に作成された『沙汰未練書』の記述内容がまさにこの状況を踏まえてのものであったことを指摘する。すなわち、「訴訟之初」として成す文書を問状御教書とは記さず、「問状」と「召文」の内容が同時に一通の中に記されたために、筆者註「御教書」とのみ記述したのではないかと推測しておられるのである（「岩元論文」一七一頁）。これは本稿第一章に記した〔課題Ⅰ〕に対する氏の見解である。

（四） 補足的な理解

岩元氏の見解に従うならば、鎌倉後期において幕府が裁判実務の上で、「訴訟即決主義」を実現するためには、「日限召文」を発給することが有効な手段であったということになる。このような理解の仕方自体には首肯できるとしても、そもそも訴訟手続における「召文」の意義、あるいはその「法的効力」とはいかなるものであったのだろうか。このことを究明することは筆者に課せられた今後の検討課題としたいが、ここに若干の所感を少しく記しておきたい。

第一に、「召文」が訴訟当事者に対して要求していた実質的内容とはいかなるものであったのか。この問題について考えるために、次の史料をみておきたい。

【史料Ⅲ-16】「大友文書」永仁七年五月廿二日附鎮西裁許状（鎮裁一三二）

筑前国怡土庄友永方地頭代有慶・重清等申、重松名内田地捌段号筒口并作稻事、

右、当名者、為友永方之処、香榊宮大官司氏盛押領之由、就訴申、永仁六年十一月廿七日・同十二月十一日・今年二月十二日雖下三箇度召文無音、仍同三月一日仰肥後民部大夫師景・加治三郎左衛門尉俊員、尋問難決實否之刻、如師景等□進氏盛請文者、相尋泰能候之処、陳狀如此云々、如狀者、当庄者怡土志磨友永・稻吉為造營料所、致社家所務之間、名主等中訴訟出來之時、令取沙汰之条、先例也、爰鬼塚入道々蓮件田地四段六十步為別相伝之処、空証重松名主称重松名内、寄事於御徳政、濫妨之間、致尋沙汰之許也、点置作毛朽損由事、存外也云々、取詮、然則、執進代官自由陳狀、不參之条、難遁難決之咎、仍於彼田地者、宜止氏盛押領、至作稻者、任員數可令札返、次押領科事、有慶等雖申子細、就難決之篇、被裁許之間、非沙汰之限者、依仰下知如件、

(二九五)
永仁七年五月廿二日

(北條實政)
前上総介平朝臣(花押)

この史料に拠れば、論人の代官が正員に代わつて陳狀を提出すること自体は容認されていたことがわかる。しかしながら、訴訟手続上、これだけでは十分な対応として認められず、同時に、論人正員自らが裁判所に出頭することが不可欠な条件であったことが理解され得るのである。

第二に、「日限召文」はいかなる現実的な理由によつてその運用が要請されることになつたのであろうか。この問題に関して、次の史料を掲げておきたい。

【史料Ⅲ―17】「都甲文書」永仁七年六月二日附鎮西裁許状(鎮裁一四)

豊後国都甲庄一分地頭左衛門四郎惟遠□重氏申、当庄内榎迫葉付畠・妻夫石以下山□等事、

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法學 六〇卷七号 一〇三三(四〇四一)

右、同庄住人正清弥次郎惟重、為惟遠被押妨彼畠地・山野等之由、就訴申、尋下之処、惟遠參対□刻、惟重為訴人下國之間、雖遣日限召文、依不及散状、以竹田津又二郎長親、尋問違背實否之処、如執達惟重代惟宗今年正月十五日請文者、惟遠背祖父□□、寄事於德政、依致押妨、番訴陳之刻、惟重他行之間、惟宗帶拳状、可明申之由、雖載之、不參之上者、難遁難洪之咎、仍所被奇捐惟重訴訟也者、依仰下知如件、

永仁七年六月二日

(北條實政)
前上総介平朝臣(花押)

当該事例においては、本来は、訴人(都甲庄住人惟重)が論人(二分地頭惟遠)を相手取って当庄内榎迫葉付畠・妻夫石以下山野における押妨を止めるよう、裁判所(鎮西)に対して訴訟を提起していたことがわかる。しかしながら、当該裁許状に記される内容をみればわかるように、訴人が「無音」に及んだため、本来の論人があらたに訴人の立場となつて、本来の訴人(惟重および代官惟宗)の「難洪之咎」を訴えるにいたつた結果、本来の訴人(惟重側)の請求を棄捐するといふ裁許が下されるにいたつたことがわかる。

「召文」をめぐる手続過程については、次のように理解され得よう。訴人(惟重)が「訴状」を提出したことにより、裁判所は訴人を通じて論人に対して「陳状」の提出および「出頭」を命じた(「尋下」)。そして、これに応答した論人は「參対」を果たすにいたつた。しかしながら、肝腎な訴人が「下國」してしまつたので、それ以降に予定されていた訴陳状の交換手続(「書面審理手続」)が停滞することになつたわけである。そこで裁判所は、「日限召文」を発給することによって、訴人に対して「出頭」を命じた。これをうけて、代官惟宗は正員に代わつて出頭する意思を記した永仁七年正月十五日附の「請文」を提出したものの、結局のところは出頭しないままに終わつたという次第である。

当時においては、恐らくはこのような状況が頻発していたのであろう。そうだとすれば、岩元氏のいわれるように、訴訟手続の迅速な進行を望む訴訟当事者の要求に対して可能な限り応じざるを得なかった幕府裁判所は、「日限召文」を発給することにより、一方当事者による「難渋」に対処しようとしていたことが考えられるのである。

他方で、「結城文書」文永元年（一二六四）十月十日附関東裁許状（関裁一―一二）をみるならば、そこには次のような状況を見出すことが出来る。⁷⁾

【史料Ⅲ―18】

宮城右衛門尉廣成後家尼代子息景廣与那須肥前二郎左衛門尉資長相論條々、

（中略）

一、資長召文違背事、

右、資長帰國之後、弘長三年五月被下召文早、而依宇都宮頭役難參上之由、進請文之間、可進代官之旨、自同七月至今年七月、被下四ヶ度召文之處、日數違期之後、雖進代官、寄事於資長禁忌、無左右帰國早、資長所行頗雖為自由、資長參上之間、召問兩方、被裁許之上、任傍例不及沙汰矣、（後略）

訴陳状の交換手続が終了した後には、「引付之座」において訴訟両当事者の対決手続が行われようとした際に、論人（正員である資長）が「下国」してしまふという事態が生じることになった。そこで、当人の出頭を命じる「召文」が発給されたが、論人（正員）はこれに対して、出頭し難い理由を「請文」によって釈明するにいたった。そこで、裁判所は「代官を出頭させよ」との内容で四度にも及ぶ「召文」を発給した結果、漸く代官が出頭して来たものの、「正員の禁忌」

を理由として「下国」してしまった。しかしながら、最終的には論人正員が出頭して来たことにより、「対決手続」を遂行することが可能となったので、論人（正員）に対して「召文違背之咎」が適用されるにはいたらなかったことがわかる。

このように、訴訟当事者が「下国」することによって生じる訴訟手続の遅延に関して、幕府は次のような内容により、その対処方法を定めていたようである。

第一に、嘉元二年（一三〇四）以前には、この問題に関する「関東御事書」が制定されていたことが、例えば次の史料によつて理解され得るのである（「古澤論文」一一三頁および「岩元論文」一六九頁参照）。

【史料Ⅲ-19】「東寺百合文書エ函・十九」東寺領若狭国太良庄公文書状（鎌倉幕府法 第三部参考資料三〇）、前掲『中世法制史料集』第一巻所収）

（端裏書）

「嘉元二」七 十五日

太良 所務事」

太良御庄所務之間事、蒙仰候之間、令申入候、（中略）凡如當時関東御事書者、召上論人、乍訴人之身、令下國候者、可付論人云々、又乍為論人、就召文企上洛、進陳状、やかて令下國者、以難洪之篇、可合御沙汰云々、此分不令申候之間、為得御意、内々申入候、（中略）

七月十五日

頼有

すなわち、論人が出頭しているにもかかわらず、訴人が自らの立場を顧みず「下国」してしまったならば、論人に対

して勝訴判決を与えること、あるいは、論人が「召文」に応じることにより上洛して「陳状」を提出したものの、「下国」してしまった場合には、「難渋之篇」により判決を下す、という方針が打ち出されていることがわかる。

あるいはまた、「雑人沙汰」に関する規定ではあるものの、右記規定よりも前に制定された関連規定を見出すことが出来る。それは次の史料である。

【史料Ⅲ-20】「宇都宮家式條」三十七条（前掲『中世法制史料集』第三卷）

一、爲訴人身遁避參対事

右、論人出対之時、二箇度令遁避者、須下知論人、但、於現所勞禁忌者、可依実證、

第二に、以下に掲げる「曾木文書」嘉元三年（一二三〇五）九月廿六日附鎮西裁許状（鎮裁一二〇）における傍線部分に拠れば、同様の問題に対処するために、鎮西に向けて乾元二年（一二三〇三）六月廿一日附「関東御事書」が発せられたことがわかる。その内容は、三箇度の召文に応じて漸く出頭したものの、「沙汰」を終えずして「下国」するにいたった当事者に対しては、「違背」行為により敗訴させるという方針を明らかにしたものとして理解され得よう。このような一方当事者の「下国」について、裁判所は「召文」に対する違背行為として認識していたと推測することは可能であるように思われる。

【史料Ⅲ-21】

薩摩國御家人莫祢勤行養子平氏与大隅國御家人曾木五郎太郎宗茂相論同國菱苅郡久富名内田畠・屋敷并築地村

及与桑田代村等事、

(中略) 宗茂背兩度召文、不及散状間、仰正蓮・清治等、被尋問難決實否之處、以子息重宗、捧請文・陳状之間、被下氏女代隆圓之處、去八月廿六日依捧二問状、擬下重宗之處、不令出對經數日畢、如隆圓重訴状者、宗茂難決至極之後、適雖差進重宗、顧無理即歸國之上者、可預裁許云々、加之、如被下鎮西乾元二年六月廿一日關東御事書者、就三箇度召文、雖參上、不終沙汰之篇下國者、可處違背云々、而重宗令下國、至今不決之條、難遁其咎之上(後略)

以上、「召文」に関する訴訟手続上の意義、あるいはまた、「日限召文」が発給されるようになった背景事情等について、甚だ不十分ながらも、その大方の理解を確認することが出来たように思われる。

- (1) 石井『前掲書』一四四頁。石井博士は当該文書について、「松浦文書一」鎮西御教書としておられるが、正確には、本文に記したように「守護書下」である。
- (2) 石井『前掲書』においては、当該史料が採り上げられていないようである。
- (3) 次に述べることは前述した内容と重複することになるが、敢えて述べておくことにしたい。
- (4) 当該事案においては、以後も論人(庄四郎太郎入道)が出頭を拒み続けていたようであり、「同文書」文永十二年四月廿三日附関東御教書(鎌遺十六一―一八七二)が「日限召文」としてあらためて発給されたことが推測される。
- (5) 当該文書と同内容の文書がこれ以前にも発給されていたことをかりに推測するならば、二回目以降に発給される場合の副進文書(重訴状)は「写」(案文)であることになろう。石井博士は、「本解状に限らず、総ての訴陳状具書等は裁判所に提出されたものそれ自身が相手方に送達されるのであつて裁判所にはその寫を取つて置くに過ぎない。それは問状には「訴状具書如此」と記してあり、三問三答の訴陳を究めた後は、訴陳状の正文を奉行所に返進する例であつた事(第四六項)に拠つて推知される(石井『前掲書』一二五頁、註(二〇五))と述べておられる。かりに、この見解に従うとするならば、裁判所は「召文」を発給するたび毎に、自らが取つて置いた「案文」を基にして、こ

れの「写」を作成して副進していたことになるであろう。この理解にもなるほど一理あるかとは思われるが、筆者は現時点では直ちに首肯することは出来ないでいる。なお、この点については、前掲『概説 古文書学』一五三頁では、「訴状は、問状とともに訴人自らの手で論手に手渡されるが、その訴状は訴人提出の正文であり、裁判所はその写しをつくっておく」としており、これは石井博士の見解と同趣旨である。岩元『前掲書』の「第五章 訴状を封じ下す手続き（一七七頁以下）あるいは「第六章 初期室町幕府における訴陳状の送達」（一九九頁以下）は、正にこの問題について本格的に追究した論稿である。

- (6) ただし、「若又有陳方者」という「問状」に特有な条件文言が付されていることには注意を要するという（岩元論文「一七六頁、註（32）」）。
- (7) 「古澤論文」一一二—一二三頁参照。

むすびにかえて

以上、本稿では、「問状」および「召文」に関してこれまでに得られている理解を確認する作業を行ってきた。いま、その内容を振り返ってみるならば、おおよそ次のようなことになるであろう。

第一に、鎌倉幕府の訴訟手続法上、「問状」と「召文」との関係については、おおよそ次のような理解がなされて来ているように思われる。すなわち、前者が論人に対して「陳状」提出を要求するための文書であると理解される一方で、後者は裁判所において対決手続を行うために、訴訟当事者に対して「出頭」を命じるための文書であるとするものである。かような理解に対して、近時、その修正を迫るものともいうべき新たな理解が岩元修一氏によって明らかにされるにいたった（前掲「岩元論文」）。氏に拠れば、両文書間には機能上の歴然たる相違が存在していたが、鎌倉中期～後期においてその「距離」が縮まる傾向にある、という事実が明らかになるのだという。岩元氏はすなわち、「問状」が有していた「陳状」の提出を命じるという機能が、「召文」の有する機能の中に次第に吸収されていくことにより、「召文」

は「問状」に代わって、論人の「出頭」および「陳状」の提出を同時に命じるという役割を担うようになったことを明らかにされたのである。

第二には、本文の中で既に触れたように、これまでの「召文」に関する研究を概観するならば、「召文違背（之咎）」について関心が集中していた感があり、「召文違背」が生じるにいたる手続過程に関する訴訟手続法的な検討、あるいはまた、その前提としての「召文」自体に関する古文書学的な検討作業については、やや停滞気味にあるのではないか、などという印象を抱くにいたるのは、筆者に限ったことではないであろう。岩元氏の研究をはじめとする新しい研究成果を踏まえることにより、「問状」あるいは「召文」が果たしていた訴訟手続法上の機能についてさらに詳しく明らかにしていく必要がある。その上で、幕府の裁判規範の一つとして注目されて来た「召文違背之咎」は、いかなる場合に適用され得たのか、などの問題に関しても、さらに仔細な検討を行っていく必要があるものと筆者は考えている次第である。

以上、指摘した検討課題に対してこんご取り組んでいくためにも、少しく確認しておくべきことがある。それは、論人が作成・提出する「請文」についてである。例えば、裁判所が論人に対して「召文」によって応答を求めたにもかかわらず、論人がこれに応答しなかった場合を考えるならば、派遣使者が裁判所に対してその状況を「請文」によって報告した際に、「論人は請文陳状に及ばず」なる文言を記していることがある。この時、論人に対してその提出が期待されている「請文」については、訴訟手続法上、いかなる理解が得られることになるのであろうか。蛇足ながら、まずこの問題について考えておきたい。その上で、右に述べた検討課題において見出されるいくつかの点について、少しく記しておくことをご容赦頂きたい。

(一) 石井『前掲書』（二二六―二二八頁）に拠れば、「請文」に関して次のような理解が示されている。

問状を受取つた論人は陳狀或は請文を、論人の進止者たる地頭、本所、或は守護等は請文を裁判所に提出しなければならぬ。(↓(I))
論人が陳狀を提出するのは、即ち訴人の訴に対して之に応訴し、且反駁を加へんとする場合である。陳狀の様式は沙汰未練書に……とある。論人が請文を用ひる場合は大体(1)相手方の訴に訴訟條件が缺けて居る為に本案答辯を拒否する時、(2)問状を受けて自ら裁判所に
出頭し、又は代官を出頭せしめんとする時、(3)相手方の主張を認諾する時この三箇の場合である。(↓(II))
問状の宛所たる論人の進止者が裁判所に提出する請文には二種ある。その一は論人が問状に就き陳狀或は請文を提出した場合に、之
を裁判所に「執進」めるものであり、その二は論人が陳狀も請文も進めぬ場合に、その旨を裁判所に報知するものである。

若し問状を受取つた論人が陳狀も奉らず、又請文にも及ばない時には、訴人は論人に対して陳狀を提出すべき旨の命あらん事を裁判所に請求し得る。この請求状を「催促書状」と称する。(↓(III)) 沙汰未練書に……あるもの之である。この場合、裁判所は、論人に対して、陳狀を提出すべき旨の「催促状」を下すのである。(↓(IV)) (I)~(IV)は筆者に拠る)

(I)について、石井博士は『沙汰未練書』にいう次の記述内容を概ね確認されたものと思われる。

【史料Ⅳ―1】

一、請文トハ 就御教書奉書等、左右ヲ申状也、又散状トモ云也、

また、(II)の(1)については、石井『前掲書』(二二九頁、註(二二〇))において次の史料が例示されている。

【史料Ⅳ―2】「河上神社文書」(鎮裁一三三〇)

河上宮雜掌申、肥前國三根西郷久能向島正義名田地三町神役事、

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法學 六〇巻七号 一〇三一 (四〇四九)

右、彼地者、当社領也、背振山住侶学円房長政令知行之、対捍神役之由、依訴申、度々催促之上、以横大路次郎入道西迎、尋問實否訖、如執進去年七月十一日長政請文者、如雜掌解者、乍知行河上宮最勝講免向島内三丁、不弁神用云々、何田地事哉、不備進坪付之間、不存知訴訟之趣、召給本解可明申云々者、正義名内明覚町壺丁・多平町壺町・河太郎町壺町、已上參丁之由、載訴状之処、不注申坪々之旨、長政載請文之条、為奸曲之上、有陳謝之所存者、可參上之処、干今無音、無拋糺明、然則、於恒例神役、可令弁勤矣者、依仰下知如件、

〔印〕
元亨三年五月十六日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

この鎮西裁許状に拠れば、訴人が論人の「神役対捍」に関する訴訟を提起した際に、論人は「訴状」に対して次のような内容の「請文」を作成するとともに、使者を通じてこれを裁判所に提出したことがわかる。論人は「請文」の中で、「神役対捍」に関する訴人の主張においては該当所領(坪付)が明確に示されていないから、当該訴状の趣旨が了解できないと反論した上で、裁判所に対して、新たに「訴状」を下付するよう要請するとともに、「訴状」が下付されるのを待つてあらためて返答したい旨を記している。

石井博士は先に、「訴状」に対して論人が返答を拒否するという事態が生じ得る理由として、「論人が未だ本解状を受取らないと云ふ事を以て、本案答辯拒否の理由とした」との説明を与えられた(石井『前掲書』一二三頁、註(二〇四))。しかしながら、論人がこのような応答の仕方を行ったのは、あくまで「応訴」を拒否しようとしたこと、すなわち、当該訴訟には当事者としての関わりを持ちたくなかったからであるとの推測が可能であるように思われる。もちろん、多くの場合、応訴すべき論人がそもそも不利な立場におかれていたであろうことは想定されることである。かりにこのよ

うに考えることが許されるならば、当該史料については博士のいわれるように、なるほど「訴訟条件」の欠缺という状況の存在し得たことも理解出来なくはないけれども、いみじくも裁判所が傍線部に示されるような判断を行っているように、当該所領については「訴状」において明記されているわけであるから、この事案においては「訴訟条件」の欠缺という事態は生じていない。そうだとすると、右に述べたような内容の「請文」を論人が提出するにいたったのは、筆者の推測したように、論人の側に応訴を拒否しようとする意思があつたからではないかと推測できる。

ところで、石井博士は「以上三種(Ⅱ)の(1)～(3)、筆者註」の請文は何れも問状を請取つたと云ふ事を記載せる事及び本案に関して答辯に及んで居ない事に於て共通点を有する」(石井『前掲書』一三〇頁、註(二二三))との理解を示しておられる。この理解については確かに、「問状」あるいは「召文」に応答すべく作成・提出された「請文」の典型的なあり方を知り得るものとして、博士の例示された次の二通の史料(二二九頁、註(二二一))の相互関係の中に見出すことが出来るよう。

【史料Ⅳ―3】「東大寺文書」文永四年七月廿六日附六波羅御教書案(岐阜―一七三)

東大寺領美乃國茜部庄雜掌申、年貢以下非法事、別當僧正御文副解決具書遣之、早可令辯申之状如件、

文永四年七月廿六日

(伊藤行村)
地頭代

(北條時輔)
散位在判
(北條時茂)
左近將監在判

【史料Ⅳ―4】「同文書」地頭代伊藤行村請文案(岐阜―一七六)

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法学 六〇巻七号 一〇三三(四〇五)

(初度)

同請文

七月廿六日御教書今月十一日到來、謹以拜見仕了、抑當別當御房御文并具書等下預了、条々早々企參上、可弁申之旨、内々御心得候天、可有御披露候、行村恐惶謹言、

八月十二日

左衛門尉行村請狀

石井博士は【史料Ⅳ-3】を直ちに「問状」としておられるが、この文書の内容は、論人に対して「裁判所に出頭を命じる」とともに、「陳状を同時に提出せよ」と命じたものとして理解され得よう。これに応じて論人は、翌月八月に、「企參上」および「可弁申」ことを伝える文書を「請文」【史料Ⅳ-4】として作成し、これを裁判所に提出している^③。そして、「請文」に加えて「陳状」が同時に提出されたのか否かについては、他の一連の關係史料を参照して判断するならば、この時に「陳状」は提出されなかったことが推測できる。

ところで、論人の応答を要求するために「問状」あるいは「召文」が発給された際には、既に述べたように、その中に「請文陳状を提出せよ」なる文言が記されている場合が見られる^④。このことは、【史料Ⅳ-3】に対して応答した【史料Ⅳ-4】が必ずしも「陳状」という意味合いを有しない「請文」であると判断されることから、「請文」と「陳状」とは別立ての文書として認識されていたことが明らかとなる。そうだとするならば、論人が応答した文書は、それがとくに「陳状」と明記されるもの以外のあらゆる場合においては、博士のいわれるように、「何れも問状を請取つたと云ふ事を記載せる事及び本案に関して答辯に及んで居ない」という意味における「請文」として、直ちに理解してしまっても良いのであろうか。言い換えるならば、かりに「請文」と記されている場合であっても、論人あるいは裁判所が、

当該文書のことを「訴状」に対して直接応答を試みた「陳状」として認識していた場合はなかったのか、という素朴な疑問が生じ得るのである。

例えば、「河上神社文書」元亨四年（一二三二）五月十六日附鎮西裁許状（鎮裁一五四）には、論人の「神役対捍」をめぐる訴訟に関する裁許の内容が記されるが、その中には、派遣使者が取り次いだ論人の「請文」の内容が引用されている。これは「彼畠地段別百文錢貨対捍事、不實也、經會之時、樂屋造營之外、無別課役」というものであったが、この「請文」に対して訴人が新たに反論を行わなかったことから、裁判所は、論人が「請文」によって訴人の主張内容を事実上認めたものと判断するにいたり、結果として訴人の要求が認められることになったことがわかる。この事例にみられる「請文」は、石井『前掲書』引用部分の「(II)の(3)」に該当するところの、訴人側の主張を認容する趣旨の文書として理解され得るであろう。⁷⁾

さらに、他の事例をみることにしよう。「而胤氏」 押領重胤分、苜取作稻之由、頼俊依訴申、度々下召符 年四月二日請文者、不相綺云々、如重胤重訴状者、胤氏不相綺 者、可預裁許云々、此上不及異儀」〔相馬文書〕永仁五年（一二九七）六月七日附関東裁許状（関裁一〇九）という記述内容に注目するならば、おおよそ、次のようなことがわかる。すなわち、数回にわたって発給された「召符」に漸く応じた論人が、「不相綺」として実質的に譲歩することを表明する「請文」を提出したことを受けて、訴人があらためて「重訴状」を提出することにより、裁判所に対して当該「請文」の内容に基づき訴人の権限を認容する判決を下すよう要求していることがわかる。この事例においては、「請文」が「陳状」として取り扱われている状況を直接的には看取することができないけれども、「請文」に対して「重訴状」が提出されていることをみれば、この事例における「請文」は「陳状」としての役割を十分に担っていたことが推測され得よう。

他方では、「訴状」および「召文」に対して、論人が直ちに「陳状」によって応訴した場合も見出される。すなわち、「成清依訴申、為有尋沙汰、下召文之處、如光俊陳状者、彼參箇名半分、任本主田部太子建長六年讓状、弘長二年所給安堵御下文也、為御家人役勤仕地之上者、難及御沙汰云々」(「野仲文書」正和二年(一三三三)九月六日附鎮西裁許状(「鎮裁一七二」)などが参照され得る。

あるいはまた、右に採り上げた事例に見出されると対照的な状況を、次に掲げる史料から読み取ることが出来る。

【史料Ⅳ-5】「禰寝文書 正統系圖二」(「鎮裁一二二五」)

大隅國執行兼拒捍使味智二郎三郎入道俊恵与祢寝南俣地頭兼郡司清保法師法名行智、今者死去、子息孫二郎清成相論日次入物雜事・山越糧米以下事、

右、俊恵則当院為國領之處、背嘉曆二年切符、入物以下对捍之由申之、清成亦依為府領、國衙不相綺之間、俊恵所申難被許容之旨、称之者、如清成所進嘉祿・安貞・寛喜・嘉禎・仁治・寛元・文永・正應・嘉元・正和・文保・元應・元亨大府宣并檢注目錄及建久八年圖田帳者、當院府領之旨、所見也、而俊恵捧嘉曆二年切符、掠申条、不足信用、加之、俊恵為訴人難澁之間、遣召文之上、以顯娃三郎貞澄、今年四月十四日尋問實否之處、如執進俊恵同五月十八日請文者、為当參、可申所存之旨、雖載之、即下國畢、隨而去九月清成進二答状之處、于今不參、難遁難澁答、然則、俊恵訴訟不及沙汰者、依仰下知如件、

正慶元年十二月廿五日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

この裁許状の内容からすれば、「一問一答」の手続が終了した際に、引き続き「二問二答」の手続へと継続するか否かの決断をすべき立場にあった訴人（俊恵）が何の意思表示も行わないまま、「難洪」（無音）を続けていたことが推測される。そして、裁判所の命を受けた使者が、正慶元年（一三三二）四月十四日附の「召文」を訴人に対して下付するにいたったことがわかる。訴人はこれに応じて、「裁判所に出頭した上で所存を明らかにしたい」との返答を同年五月十八日附の「請文」によって行ったが、訴人は相変わらず下国したままで出頭するにはいたらなかった。この状況の中で、論人（清成）は同年九月に、「二答状」（重陳状）を提出するにいたったが、これに対してもなお、訴人は書面で応えようとも、あるいは出頭しようともせず、応答するのを渋り続けた。その結果、訴人によるかような「難洪」（之答）により、そもそも訴人が提起したはずの本訴訟については「不及沙汰」との裁許が下されるにいたった。

この事例において注目されるのは、本来なら訴訟手続におけるイニシアティブをとるべき立場にあった訴人が「難洪」を続け、「重訴状」をすら提出していないという状況の中で、痺れをきらした論人は、「重訴状」に先んじて「重陳状」を提出するにいたっているという事実である。この裁許状の中には、当該「重陳状」の内容は記されていないが、その内容とは恐らく、訴人に対して「召文違背之答」の適用を要求するものではなかったかと筆者は推測している。

次には、論人に対してあらためて「召文」が発給された際に、これを受けた論人が、以前に提出した「請文」と同内容の「請文」を再度提出するにいたったという状況を見出すことが出来る史料をみることにしよう。

【史料Ⅳ－6】「到津文書」鎮西裁許状（鎮裁一六）

八幡宇佐宮御前権檢校法橋妙圓申、豊前國下毛郡□□御領名主庄入道善阿、押妨當宮領同郡内柑子木田島、致
苅田□、

右、如妙圓所進永仁六年二月三日・同十三日本所下知并社家施行□、甲乙人等寄事於関東御事書、不叙用外題、或云本錢返地、或云買得讓之領、苟取作毛由事、公家未及御沙汰之間、本所□□御下知、彼等所存太不可然、早於苟取作毛者、任員數令糺返之、至□地者、任證文等、先可令妙圓進退領掌云々、而背彼下知状等、善阿致濫妨之由、就訴申、仰善阿、在所地頭代幸心尋下之處、如幸心執□善阿請文者、件田畠等者沾却地也、且雖爲宇佐宮領、就御德□、本主取返之後、買主不及沙汰之条、傍例也、且善阿所勞之上、依相親、去与上津野弥三郎康清畢、向後定令明申歟云々、而捧自由請□背三箇度召文、不參決之間、以當國御家人大和太郎左衛門入道觀□・山田太郎右衛門入道々圓等、尋問難澁實否之處、如觀仏等執進去五月廿八日善阿請文者、子細同前者、件田畠等爲社領之条、善□不及異論、而寄事於武家德政、致濫妨、苟取作毛之条、無其謂上、召文違背之咎、難遁歟、然則、任本所并社家下知状等、停止善□押妨、可令糺返作毛之状、依仰下知如件、

正安元年八月二日

(北條實政)
前上總介平朝臣(花押)

この裁訴状に拠れば、論人(善阿)が使者に対して同内容の「請文」(実線部分)を都合二回にわたって提出していることがわかる。最初に地頭代幸心が「尋下」した際に論人が提出した「請文」には、「当該所領は上津野弥三郎康清に去与えたので、この件については康清が明らかめ申すことになる」との趣旨を記すに止まっていることから、論人の責任回避とも受け取れる態度(「自由請文」が明らかになつた。都合三回にわたって発給された「召文」に対しても、結局のところ、論人自身が応答して出頭することはなかった。裁判所は、論人のかような「出頭懈怠」の事実を重くみて「召文違背之咎」を適用している。

この事例によって示されるように、そもそも「召文」に応じる意思のなかった当事者にあつては、甚だ消極的な対応姿勢をとっていたという実態が明らかにならう。すなわち、同内容の「請文」を繰り返し提出することによって、実質的な意味において「応訴拒否」の態度を示すとともに、「出頭」命令から逃れようとしていたことが考えられるのである。

他方では、「召文」が送達された際に、論人によって「請文陳状」による応答がなされるまでもなく、「和与」の成立をみている場合も存在する。例えば、「就盛高訴状遣召文之處、兩方出和与状訖」〔青方文書〕元徳元年九月廿五日附鎮西裁許状案（「鎮裁」補一八）とあるように、「召文」が送達された際に、和与状が提出されるにいたつたという事例が確認できる。この事例では、論人は「訴状」および「召文」を受領した後に、直ちに応訴することは行わないで、「和与」の成立へ向けて訴人との間で交渉を進めたことが考えられる。^⑤

(二) さて、次には「問状」・「召文」あるいは「召文違背」に関して、こんご検討を要する課題として筆者が考えるにいたつたいくつかの点について、以下少しく記しておきたい。

第一に、「召文」に違背したことが明らかとなった当事者に対しては、いかなる手続が踏まれることにより、判決において「召文違背之咎」が適用されるにいたつたのであるうか。このことについて少しく考えてみよう。

「召文」が「使者」^⑥によって論人の許に送達される場合に、「使者」は論人から「請文」を受け取つたという事実を記したところの、「使者」自らが作成した「請文」とともに、論人の返答内容が記された論人作成の「請文」を裁判所（担当奉行人）に対して提出することになっていた。このことについては、次に掲げる史料を参照することしよう。訴人雑掌が論人（通兼および三名（家綱・道盛・廣能）を相手取つて、「領家代一度檢注」を遂行するよう訴えた事案に関する裁許状である。

【史料Ⅳ-7】「尊經閣古文書纂 東福寺文書」（鎮裁一五）

肥前國彼杵庄雜掌与當庄宮村諸次郎通一兼字有憚相論領家代一度檢注事

右、通一背關東御下知、不遂其節之由、雜掌訴申間、爲尋沙汰兩度○下召文之處、不可依違長与次郎左衛門尉家綱・

河棚三郎入道々盛・早岐藏人廣能等沙汰之旨、通一雖称之、就重訴状、加催促之刻、無音之間、以同國御家人橘

薩摩三郎左衛門入道慈蓮・白石左衛門次郎通朝、尋問難澁實否之處、雖付進同篇請文、於慈蓮等終以不參決之条、

難遁召文違背之咎上、不可違三人沙汰之旨、載請文之處、於道盛・廣能者、承伏之間、被裁許畢、家綱聊雖申子
細、兩人雌伏之上者、可依多分間、早可遂行檢注也者、依仰下知如件、

（二九九）
永仁七年六月廿六日

（北條實政）
前上總介平朝臣（花押）

「訴状」および「召文」に対して論人（通兼）は、三名の者が実際には「檢注」に関わっているという内容で返答したようであるが、これに対して訴人は、さらに「重訴状」によって論人返答の真意を糺そうとしたことが考えられる。しかしながら、論人が「無音」を続けたため、「兩使」（慈蓮・通朝）が派遣されることになったようである。「重訴状」および「召文」を論人に対して送達した「使者」は、報告書として「請文」を作成した際に、①論人（通兼）は以前に提出して来た「請文」と同内容の「請文」を再び提出して来ていること、そして、②「使者」自らが論人（通兼）の「出頭懈怠」の事実を確認するとともに、それは「召文違背之咎」に該当するとの判断を行う一方、さらには、③「檢注」の実態については、論人（通兼）が返答している通り三名が担当していることを、主な内容として記載していることが理解され得よう。しかしながら、実際に裁許が下された際には、道盛・廣能が自らの責任を認めたために、裁判所は残

る家綱に対して「検注」の実施を命じる一方で、論人（連兼）に関しては「召文違背之咎」の適用如何の問題も含めて、処断の内容については全く記していない。

右に述べた筆者の理解に大きな誤解が生じていないとするならば、論人の応答状況を熟知する「使者」が復命報告のための「請文」の中で、論人に対しては「召文違背之咎」が適用され得る状況にある、という趣旨のことを述べていることについては少しく注目されるころではなからうか。裁判所から派遣される「使者」に対しては、その任務として論人の応答状況に関するところの、右に述べたような意味における判断を行うことまでもが要求されていたのであろうか。「使者」に与えられた権限あるいは課せられた任務の範囲についても、あらためて検討を行っていく必要があるように思われる。

(三) 第二に、最初に「召文」が発給されて以降、最終的に「召文違背」の事実が認定されるにいたるまでには、どのくらいの日数が経過していたのかについて調査してみる必要があるように思われる。例えば、次の史料をみよう。

【史料Ⅳ-8】「藤野氏文書」鎮西裁許状（鎮裁一七五）

薩摩國雜掌明尊申、伊敷村名主四郎入道打止國檢、抑留濟物由事、

右、就雜掌解、去年七月廿七日以後年度相觸之上、今年五月七日仰加治木郡司政平、加催促之處、如同八月廿七日請文者、不及請文云々、起請詞載之、者、難遁召文違背之咎歟、然則、於檢注者、守先例、令遵行、至濟物者、任御事書之旨、遂結解、可令究濟焉者、依仰下知如件、

嘉曆二年閏九月廿日

(北條英時)
修理亮平朝臣(花押)

この裁許状に拠れば、「訴状」を受理した裁判所(鎮西)は、嘉暦元年(一二三六)七月廿七日以降、度々「召文」を発給することによって、論人に対して応答を求めようとしていたことがわかる。しかしながら、論人はこれに応答しようとはせず、「無音」を続けていたことが考えられる。かような状況の中で訴人は、裁判所に対して論人の応答を求めするための「催促書状」(石井『前掲書』二二八頁)を提出したことが推測される。そして、恐らくは嘉暦二年五月七日附の「催促状」が裁判所から論人宛に発給され、これを「使者」(加治木郡司政平)が論人の許に届けたものと考えられる¹⁰⁾。その後数ヶ月後に、「使者」は「請文」を裁判所に対して提出した際に、「論人が応答せず、「請文」を提出するにいたっていない」ことを報告している。

したがって、この事例においては、「訴状」が提出されて以降、およそ一年以上が経過した時点で漸く、論人が「召文」に違背しているという事実が最終的に確認されるにいたったことが推測される。そして、その後およそ二ヶ月の間を要して判決内容が決定されるにいたったことが理解され得よう。

この事例は、訴状提出以降の手續過程が比較的に明瞭なかたちで理解し得るものである。かような状況を読み取ることの出来る史料を整理・検討することにより、「召文違背」の事実がいかなるかたちで確認されていたのか、さらには、判決内容の形成される中でそれがいかなる影響を与えることになったのか、などの問題について、あらためて明らかにしていく必要があるように思われる。

四 第三には、一方当事者が度々の「召文」に違背しているという事実が明らかになった際に、他方当事者はいかなる対応をとっていたのであろうか。この点について考えるときには、例えば、次に掲げる史料が参照され得よう。

尾張國草部郷一分地頭幸壽丸代教圓□□宗隆跡地頭草部助太郎入道善願濫妨当郷□水寺并田畠三町余由事、
右、彼寺并田畠者、幸壽丸自養父寂深之手、□□間、嘉元三年閏十二月廿日賜安堵御外題、令知□□処、善願対
幸壽丸親父落合左近大夫行長□□掠給御教書、善願自應長元年令濫妨之□□圓就訴申、爲津戸信濃房朝尊奉行、
正和元年□月廿四日・同十二月十四日・去年八月廿五日三ヶ度□被下召文、不事行之間、今年閏三月四日重下召
文畢、□使者朝日孫次郎頼氏・中島正介入道承念四月廿五□□月廿日請文者、相触善願之処、不及散状云々、起
請詞略之、者、□願背度々召文、不參之上者、以違背之篇、可被裁許之由、教圓所申、非無其謂歟、然則、於彼
清水寺并田畠□者、停止善願濫妨、任嘉元御外題、幸壽丸可領□□状如件、

正和三年八月廿七日

(北條時政)
越後守平朝臣(花押)
(金澤貞顯)
武藏守平朝臣(花押)

この裁許状に拠れば、「召文」が三ヶ度に及んでいるにもかかわらず(点線部分)、論人(善願)が一向に応答しようとしなかったことがわかる。この状況の中で、正和三年(一二二四)閏三月四日附の「召文」が「両使」(頼氏・承念)を通じて論人に対して下付されるにいたったが、同年四月、「両使」のそれぞれは、論人が「不及散状」との報告を「請文」によって行ったことがわかる。これを受けて訴人は、「願背度々召文、不參之上者、以違背之篇、可被裁許之由」との趣旨で、裁判所に対して裁許の申請を行ったことが推測される。

この「申請」について筆者は、例えば「重訴状」の形式が採られていたことを推測しているが、通常では、いかなる形式の文書によって行われののかについては明らかにし得ない。しかしながらここで注目したいのは、論人の「召文違背」

の事実が確認されるにいたった段階においてはじめて、訴人は裁判所に対して、「召文違背之咎」の適用によって裁許を下されたいとの申請を行うことが可能となったということである。したがって訴訟当事者がかような申請を行わない限り、裁判所は自らが積極的に「召文違背之咎」に関する適用の可否について判断することはなかった、と推測することは可能ではないだろうか。¹¹⁾

以上、本稿においては、「問状」および「召文」¹²⁾を主な検討対象として、両者に関する諸学説を概観してきた。しかしながら、結果的には諸学説の一面を紹介する程度に止まり、問題の核心部分についての十分な検討を行うことが出来なかつた。このように、論ずべき課題が十分に熟さないまま作成した拙論であることを今更ながら恥じ入るものである。本稿においてはしたがって、筆者の思い込みによる誤解が多々生じているものと思われる。何卒ご海容を乞うとともに、謹んで御教示を仰ぐ次第である。

(1) 「召文」をうけた使者が裁判所に対して論人の応答状況を報告する際に作成する「請文」とは、いかなる内容のものであつたのであろうか。その詳しい内容については、例えば、「筑前國朝町一方地頭僧清禪申、同一方地頭佐々目藏人太郎光重・同藏人次郎光員等押領清禪分領、致追捕由事、如去月二日御教書者、早相尋難洪實否於光重・光員、可執進散状云々、任被仰下之旨、度々相触光重・光員等之處、不及請文」(宗像辰美氏所藏文書)「正中二年七月廿九日附鎮西裁許状」(鎮裁一六一)等にみえるが、通常はこれに加えて「起請詞」を記していたようである。すなわち、「雖相触能氏、不及散状云々、起請詞略之」(粟丸千鶴子氏所藏文書)「正和二年六月十二日附鎮西裁許状案」(鎮裁一補二〇)というように記されている。

(2) 例えば、鎮西関係に偏つてしまいが、「比志島文書」(正和四年五月十二日附鎮西裁許状(鎮裁一九二))、「諸家文書纂十 野上文書」(元徳二年二月廿八日附鎮西裁許状(鎮裁一一一六))、「詫摩文書」(元徳二年六月五日附鎮西裁許状(鎮裁一九三))、「新田神社文書」(元徳二年十月廿九日附鎮西裁許状(鎮裁一九五))などがみられる。

(3) 「請文」には例えば、「田部氏代尊有申、豊前國散在乙松名等事、於榎曳上田地疋町貳段・野仲橋田貳段者、有由緒、雖令知行、為乙松□主内之間、先日出去状之上者、全惣名無押領儀之處、令訴申之条無謂、所詮、企參上可明申」のように反論内容を具体的に記している場合

のあることを知る（「日名子文書」嘉暦元年十二月廿日附鎮西裁許状「鎮裁一六九」）。

(4) 「請文陳状」なる文言は、例えば、「長圓就訴申、尋下之處、如地頭等請文陳状等者、各致弁帶請取之由所見也」（「楓軒文書寮所収鹿島社文書」嘉元四年十二月廿日附関東裁許状（「閏裁一補三三」）などにみえる。

(5) しかしながら、そうだからといって、かりに両文書がほぼ同時に提出されるようなことがあったとしても、何ら問題は生じ得ないであろう。

(6) 「就件請文、重無申旨之上者、任先例、可樂屋管作沙汰矣」とある。

(7) このような事例は、ある意味で言えば、訴訟手続上、後述する「和与」に近い意味を有するものと思われるが、例えば、「就之度々雖遣召文、無音之間、以谷山五郎入道覺信、尋問實否之處、如執進去三月廿一日清元請文者、尼禪阿代清種中、禰寢院内島參段事、以去年七月七日讓与禪阿之上者、向後不可有違乱云々」（「薩藩舊記雜錄 池端文書」元亨三年六月十日附鎮西裁許状（「鎮裁一三三」）においても訴人主張を論人が認諾したことを示している。

(8) 他方では、訴状が裁判所に提出された時点で、和与成立へ向けた当事者間における交渉が開始されたことも考えられる。この状況を明らかにする残存史料は極めて乏しいといわざるを得ない。なお、この事例におけると同様の状況は、「就訴状、尋下之處、兩方和与畢」（「山田文書」元徳元年十二月廿五日附鎮西裁許状（「鎮裁一八七」）などにおいてもみられる。

なお、「和与」の成立手続過程に関して、筆者は旧稿「鎌倉幕府の裁判における和与と仲人について——和与の成立手続過程に関する理解のために——」（本誌第五八巻第二号、二〇〇六年六月、二七九頁以下）において若干の検討を試みたことがある。しかしながら、旧稿（三三七頁）では「すなわち、第一に、従うべきであるという判断を下している。」の部分に関して、筆者は思わぬ誤解を犯してしまっているので、次のように訂正してお詫びを申し上げる次第である。

「すなわち、第一に、訴訟両当事者は、おおよそ次のような内容の主張を展開する。すなわち、訴人は、当該荘園が仁治年間に認められた「地頭請所」であること、あるいは、これより先に、損亡時には年貢減免を行うことを承認した貞應年間の「寺家下知状」を根拠にして、永仁六年の「洪水風損」による年貢減免を要求する。これに対して論人（寺家側）は、弘安および永仁年間の和与では、年貢の増減を行わない旨を記載していないこと、そして、貞應年間以降では実際に損免を行った事実がないことを主張する。しかしながら、訴人は、貞心寺家免状および仁治地頭請文によって、損免の例があったことは明らかであり、損免についてはまさしく「先例」を遵守すべきであると反論する。」
(9) 本稿ではこれまでに、裁判所の派遣する「使者」（使節）の存在についても正確に言及すべき箇所が多々あったことは承知しているが、これに関して詳論する余裕を持たなかった。鎌倉幕府の訴訟制度を究明していく中では重要なテーマであると筆者は認識している。近時、本

間志宗「鎌倉幕府派遣使節について——六波羅探題使節を中心に——」〔法政大学史学会編「法政史学」第六九号、二〇〇八年、一頁以下〕が公表された。この論文は、六波羅の派遣した「単使」および「両使」の実態を網羅的に検討することにより、「使節」派遣の典型とされてきた六波羅における「両使」制の理解に関して修正を促そうとしている。「使節」に関するこの研究の深化に期待したい。

- (10) 「催促状」について、石井博士の挙げておられないものとして、例えば、「前略」訴申之間、去年十一月十七日・同十二月廿日両度雖下召文、不參之間、今年正月廿九日仰真王孫四郎惟氏、被催促之処、如惟氏同三月七日請文者、雖相触智覚、不及陳状云々、起請之詞略之、者、以難涉之篇、擬有其沙汰處、知覚同廿九日帶陳状、所進代官貞泰也、仍為問答、四月廿一日雖成書下、不參對之間、五月二日以奉行人長嗣・重行・盛行使者、雖遣催促状、不敘用之条、違背之科難通〔後略〕〔宇佐永弘文書〕正和二年六月十六日附鎮西裁許状〔鎮裁一四九〕などがみえる。
- (11) これはあくまで筆者の推測の域を出ないところの、(こん)検討を要する課題であると考えている。

(12) 「問状」あるいは「召文」を訴訟手続上、いかなる手続として定義すべきなのかという根本的な問題について、本稿では某かの理解を与えずにとすら果たせないままである。筆者がこの問題を追究していくためにも、例えば、Jeffrey P. Mass, *The Kamakura Bakufu: A Study in Documents*, Stanford University Press, 1976 (= A) および *The Development of Kamakura Rule, 1180-1250: A History With Documents*, Stanford University Press, 1979 (= B) を参照するならば、次のようである。(A)においては、①「問状」(a letter of inquiry; a writ of inquiry; a document of inquiry) については、「去五月被成遣問状之處、以彼状、無左右押領云々」〔問状狼藉〕、「高卒禮文書」嘉祿元年十一月廿三日附関東裁許状〔関東裁一三八〕→“When a document of inquiry [tojo] was sent to [Ujyasu] during this past 5th months, [the latter] stated that [Ujirada] had seized those rights unjustifiably, using this document.” (p.72) ②「召文」に近似した「問状」については、「重訴状具書如此、先度遣問状之處、不及散状、弥致狼藉云々、何様事哉、不日企上落、可明申之由、可被下知候、仍執達如件」〔近江竹生島文書〕弘安八年(一二八五)二月廿四日附六波羅御教書案〔鎌造二〇一―一五四三〕→“A renewed accusation and accompanying documents are presented herewith. When earlier requests and reportedly, encroachments continued to increase. Why do such things happen? An order is to be issued to come to the capital at an early date and explain matters. It is so conveyed.” (p.167), ③「召文」(subpoenas) については、「仍申下七箇度召文之處、終以參浴」〔金山寺文書〕建長七年(一二五五)五月廿一日附六波羅裁許状〔六裁一十一〕→“In consequence, seven summonses were issued, but still has not appeared.” (p.73) ㄥ48ㄨ。これに關して(B)においては、“Summonns to Trial. When accusation and defense statements were deemed irreconcilable, the most likely result was an eventual summons to trial. It is noteworthy, however, that a subpoena (meshibumi) could sometimes be issued much earlier. Seemingly, a plaintiff could request a court hearing straghtaway, and the

Bakufu might agree. Still, we must assume that most summonses followed some clear indication of need — either apparently irreconcilable arguments or resolutely murky issues. A clear instance (among many) came in 1265–66, when an exchange of contradictory statements led to a quick subpoena to trial.” (p.127) 、『*この文*』 “This was also the explanation for the absence of precise schedules in *tojō*. As opposed to summonses, which came at a later stage in the process, most inquiry writs were open-ended and imposed no deadlines.” (p.123) 、『*この文*』。お、以上の理解においては、石井『前掲書』が参照されてゐる。

【附記一】

本稿を脱稿した後に、松園潤一郎「室町幕府「論人奉行」制の形成」(『日本歴史学会編『日本歴史』第七二六号、二〇〇八年十一月、吉川弘文館、一八頁以下)が公表された。岩元修一氏の所論とともに、室町幕府の訴訟手続法に関する重要な検討課題を示している論文である。今後、室町幕府の訴訟制度史および訴訟手続法史に関する研究が益々活発に行われていくことを期待したい。

【附記二】

史料の閲覧および複写の機会を与えて頂いた上に、写真の掲載を許可して頂いた京都府立総合資料館および山口県文書館に対して感謝を申し上げる。

【附記三】

本稿を寄稿する貴重な機会を与えて下さった同志社法学編集委員会に対して厚く御礼を申し上げます。また、かような拙論を古稀の御祝として佐藤義彦教授の机下に捧げること御希望を賜りたい。

なお、本稿の一部については、平成十八年九月九日に、同志社大学寒梅館六階第一会議室において開催された「二〇〇六年度 法とレトリック研究会」(代表者 大妻女子大学文学部 葛西康徳教授)において、「日本中世の裁判関係文書に見る法的論理およびその構成について」と題して報告を行ったが、この中には、本稿の構想に関する口頭報告の機会に恵まれた。平成二〇年八月二十五日に開催された科学研究費「紛争解決類型の比較史——前近代における社会的調整のありかた——」研究報告会(於 那須高原)において「日本中世における裁判所と訴訟当事者——鎌倉幕府の裁判手続に関する再検討に向けての試み——」と題して行った報告がそれである。席上、北野かほる教授ほか参加メンバーの方々から貴重な御助言を頂いたことに厚く御礼を申し上げます。

鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き

同志社法学 六〇巻七号 一〇四八（四〇六六）

本稿はまた、平成二〇年度日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（C）・研究課題「日本中世の裁判における判決および判決理由に関する法制史の実証研究」〔研究代表者〓同志社大学法学部教授 西村安博〕に係る研究成果を基盤にしている。そして同時に、同年度同科学研究費補助金・基盤研究（B）・研究課題「紛争解決類型の比較史——前近代における社会的調整のありかた——」〔研究代表者〓駒澤大学法学部 北野かほる教授〕、および同年度同科学研究費補助金・基盤研究（B）・研究課題「裁判過程から見るギリシア・ローマ法の実践的再構成」〔研究代表者〓大妻女子大学文学部 葛西康徳教授〕に係る研究成果の一部であることを記しておきたい。